

## はじめに

近年の急速な少子高齢化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立しやすくなっています。また、子育てに不安を感じる保護者の増加や、共働き世帯の増加に伴う低年齢児の保育ニーズの高まりも課題となっています。



このような状況を踏まえ、国では令和5年4月、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進するため、「こども家庭庁」が設立され、こどもの権利を守るための「こども基本法」が施行されました。さらに、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されるなど子育て支援は日々改善が重ねられています。

本町においては、平成 27 年に「高浜町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年に「第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て世代に向けた多様な子育て支援サービスの充実を図ってまいりました。

このたび、令和6年度で計画期間が満了となる「第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画」の次期計画として、近年の社会潮流や本町の子ども・子育て支援を取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子ども・子育て支援のニーズを反映した「第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

引き続き、本計画に基づいて、住まい・暮らしの環境整備、子育てしやすい環境整備を進め、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、高浜町の自然や人、伝統行事、施設等を活かした高浜町独自の施策を講じることにより「選ばれるまち」、そして本町の未来を担う子どもたちが健全に成長できる「こどもまんなか」のまちをめざしてまいりたいと思います。さらに加えて、このような子育て世代に向けた多様な子育てサービスの充実を人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、町の活力・にぎわいにつなぐ重要な位置づけとしながら、子ども・子育てに関する取り組みを総合的に推進してまいります。

結びに、この計画の策定にご尽力・ご協力いただきました「高浜町子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた住民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

高浜町長 野瀬 豊



## 目次

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の概要</b> .....              | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の趣旨と背景 .....                  | 1         |
| 2 計画の位置づけ .....                     | 2         |
| 3 計画の期間 .....                       | 2         |
| <b>第2章 高浜町の子ども・子育てを取り巻く環境</b> ..... | <b>3</b>  |
| 1 人口の状況 .....                       | 3         |
| 2 世帯の状況 .....                       | 6         |
| 3 婚姻等の状況 .....                      | 8         |
| 4 女性の就労状況 .....                     | 9         |
| 5 入所児童・児童・生徒数の状況 .....              | 10        |
| 6 アンケート調査結果 .....                   | 13        |
| <b>第3章 第2期計画の事業実績と課題</b> .....      | <b>25</b> |
| 1 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績 .....       | 25        |
| 2 高浜町を取り巻く課題 .....                  | 29        |
| <b>第4章 計画の基本的な考え方</b> .....         | <b>32</b> |
| 1 目指すべきまちの将来像 .....                 | 32        |
| 2 基本的な視点 .....                      | 34        |
| 3 基本目標 .....                        | 37        |
| 4 計画の体系図 .....                      | 38        |
| 5 重点施策 .....                        | 39        |
| <b>第5章 施策の展開</b> .....              | <b>41</b> |
| 基本目標1 地域社会で子どもを育むまち .....           | 41        |
| 基本目標2 安心して子どもを育てられるまち .....         | 46        |
| 基本目標3 親子が健やかに過ごせるまち .....           | 53        |
| 基本目標4 配慮を必要とする方を支えるまち .....         | 57        |
| <b>第6章 事業量の確保及び確保方策について</b> .....   | <b>59</b> |
| 1 事業量の確保及び確保方策についての基本的な考え .....     | 59        |
| 2 子ども人口の推計 .....                    | 60        |
| 3 教育・保育の量の見込み・確保方策 .....            | 61        |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策 .....    | 64        |
| <b>第7章 計画の推進体制</b> .....            | <b>74</b> |
| 1 多様な主体との連携による推進 .....              | 74        |
| 2 情報提供・周知 .....                     | 74        |
| 3 進捗管理・評価 .....                     | 74        |
| <b>資料編</b> .....                    | <b>75</b> |
| 1 アンケート調査実施概要 .....                 | 75        |
| 2 高浜町子ども・子育て会議設置要綱 .....            | 76        |
| 3 高浜町子ども・子育て会議委員名簿 .....            | 78        |
| 4 計画策定の経過 .....                     | 79        |



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨と背景

国では、平成 27 年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。

中でも、全国的な課題となっていた待機児童については、「子育て安心プラン」(平成 29 年6月)等に基づき保育の受け皿の整備が進められた結果、令和5年4月現在、全国の8割以上の自治体で解消されました。

しかしながら、少子化の進行には歯止めがかからず、令和5年には統計開始以来、初めて出生数が 80 万人を下回りました。国立社会保障・人口問題研究所が平成 29 年に発表した推計では、出生数が 80 万人を下回るのは令和 15 年と予測されており、予測以上の速さで少子化が進行している状況がみられます。

また、子どもを取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流また交友機会の激減は、子どもや子育て世代の孤独・孤立を加速させ、令和4年には児童虐待相談や不登校、児童生徒の自殺が過去最多となりました。

このように、子どもや子育て世帯を取り巻く状況の厳しさが増す中で、様々な困難や課題に対応するため、令和4年6月には「児童福祉法」が改正され、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の強化を目的とした児童の権利擁護や児童相談所の強化が明記されました。また、令和5年4月には「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべての子ども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されるなど、より一層の子ども子育て支援の充実が図られています。

このような状況の中、本町では、平成 27 年3月に「高浜町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な分野で子どもや子育てに関する支援施策の充実に取り組んできました。

また、令和5年4月には、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の推進また充実に向けて庁内に「こども未来課」を新たに創設しました。

このたび、「第2期高浜町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、近年の法改正や社会潮流、本町の子どもを取り巻く現状をふまえ、新たな課題への対応を含め、子どもや子育ての一層の充実を図るため「第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を新たに策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本町の子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として位置づけられます。同時に、次世代育成支援対策推進法に基づく「高浜町次世代育成支援地域行動計画」としても位置づけています。

また、子ども・子育てに関連するその他計画との整合性を図りながら、策定を行います。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。計画最終年度である令和11年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。また、状況の変化等により必要に応じて中間年での見直しを行います。

| 年度                       | R 2         | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7        | R 8 | R 9 | R10 | R11 |
|--------------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|-----|
| 高浜町<br>子ども・子育て<br>支援事業計画 | 第2期計画（前回計画） |     |     |     |     | 第3期計画（本計画） |     |     |     |     |

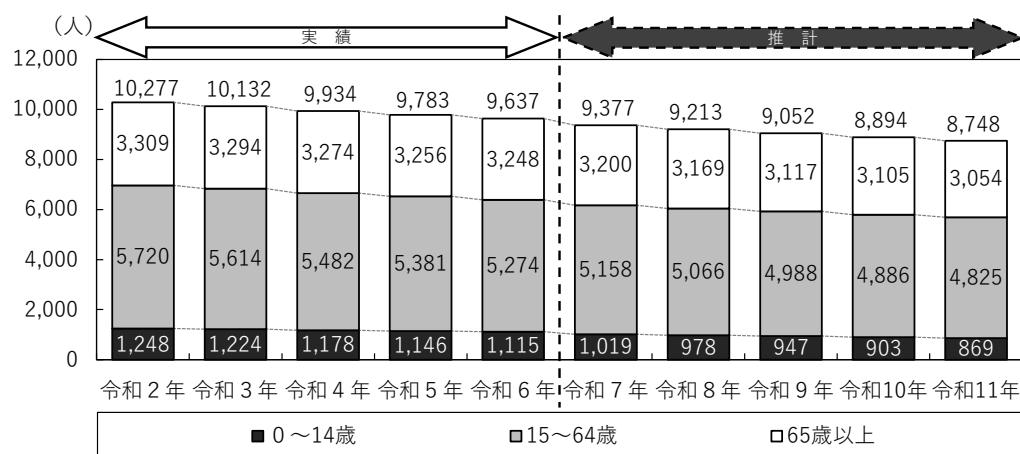
## 第2章 高浜町の子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 人口の状況

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口、比率の推移・推計

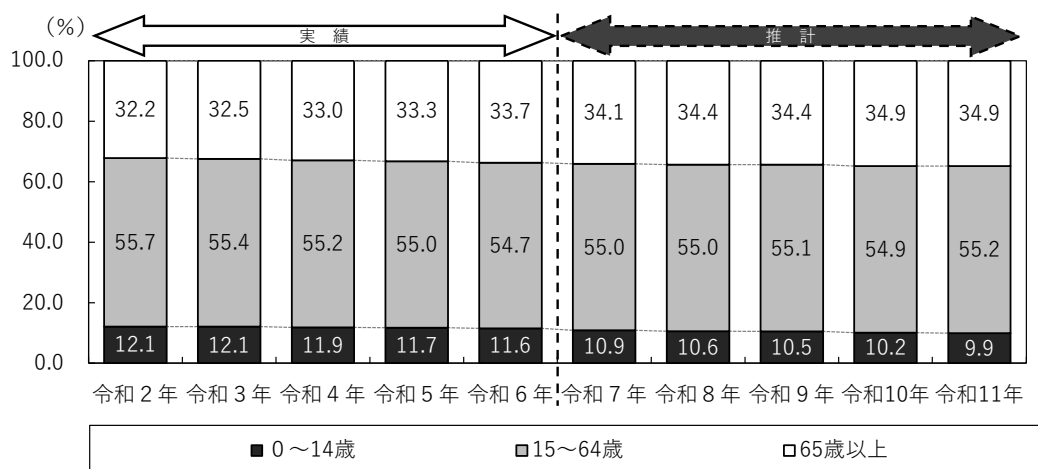
総人口及び年齢3区分別人口については、総人口は減少傾向にあり、令和6年で9,637人となっています。年齢3区分別人口は、3区分すべてで減少傾向となっており、0～14歳では令和8年に1,000人を割り込むことが見込まれます。

##### ■総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計



年齢3区分別人口比率については、0～14歳及び15～64歳の割合は減少傾向にある一方、65歳以上の割合は増加傾向で推移することが見込まれます。

##### ■年齢3区分別人口比率の推移・推計

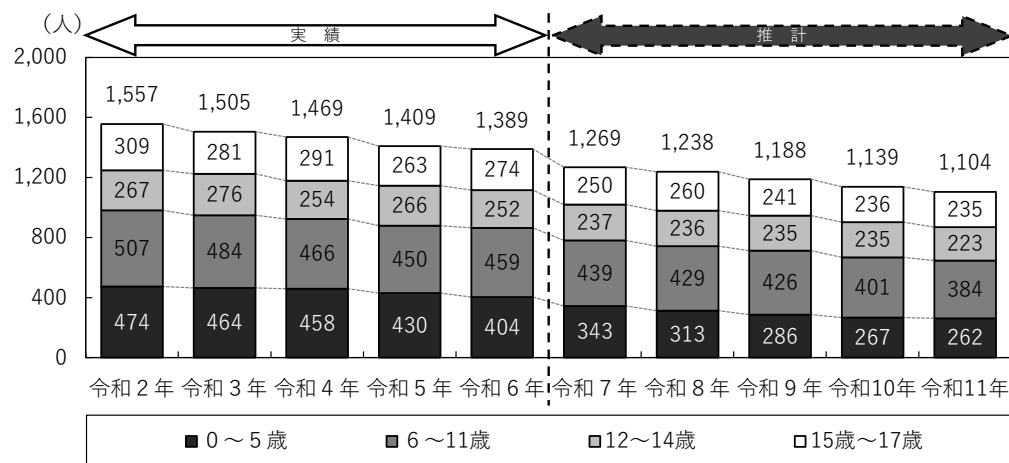


資料：【実績】住民基本台帳(各年3月末)  
【推計】高浜町人口シミュレーション 中位総人口

## (2) 子ども(18歳未満)人口の推移・推計

子ども(18歳未満)人口については、減少傾向となっており、令和6年には1,389人となっています。令和2年と比較して168人減少しています。

### ■子ども(18歳未満)人口の推移・推計

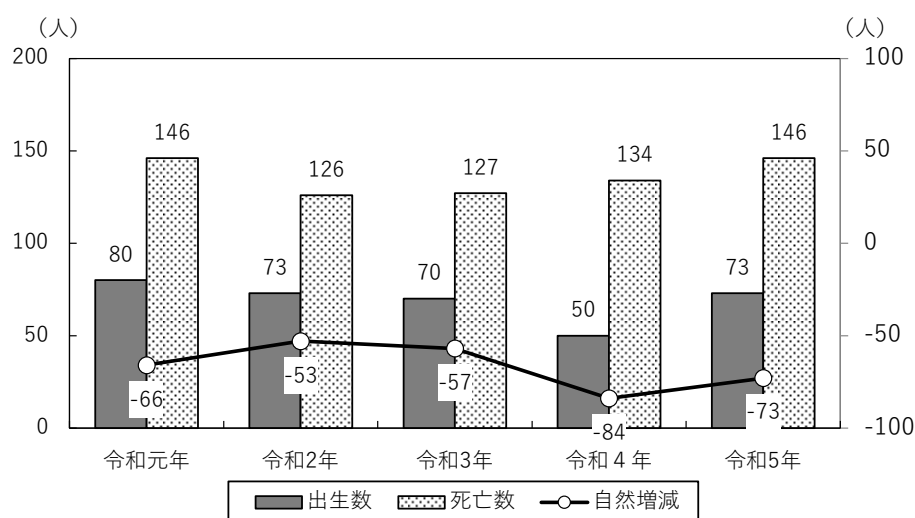


資料：【実績】住民基本台帳(各年3月末)  
 【推計】高浜町人口シミュレーション 中位総人口

### (3) 自然動態・社会動態の推移

自然動態の推移については、出生数は令和元年から令和4年にかけて減少しています。死亡数は令和2年から令和5年にかけて増加しています。自然増減では各年ともに死亡数が出生数を上回り、令和5年で73人減となっています。

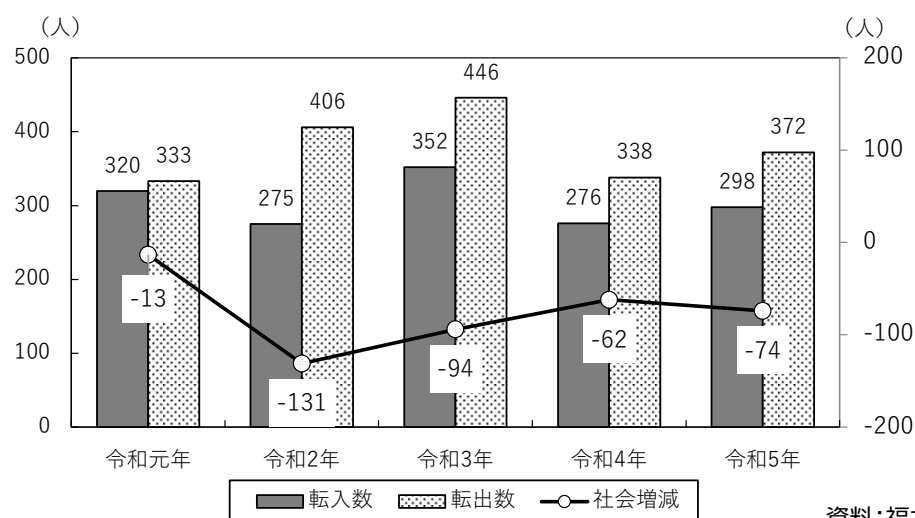
#### ■自然動態の推移



資料:福井県統計年鑑

社会動態の推移については、転入数は令和元年から令和2年にかけて減少傾向にありましたが、令和3年では増加し352人となっています。転出数は令和元年以降増加しています。社会増減では各年ともに転出数が転入数を上回り、令和5年で74人減となっています。

#### ■社会動態の推移



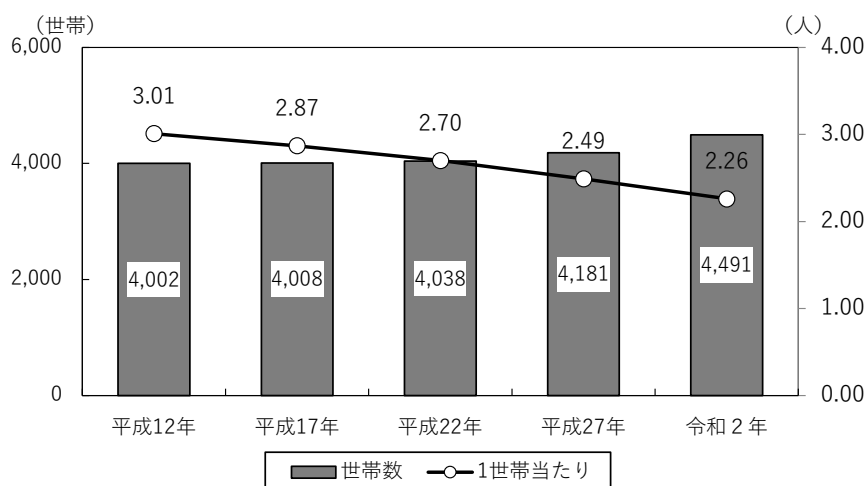
資料:福井県統計年鑑

## 2 世帯の状況

### (1) 総世帯数及び平均世帯人員の推移

総世帯数及び平均世帯人員の推移については、総世帯数は増加傾向にある一方、平均世帯人員は減少傾向にあり、令和2年で 2.26 人となっています。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移

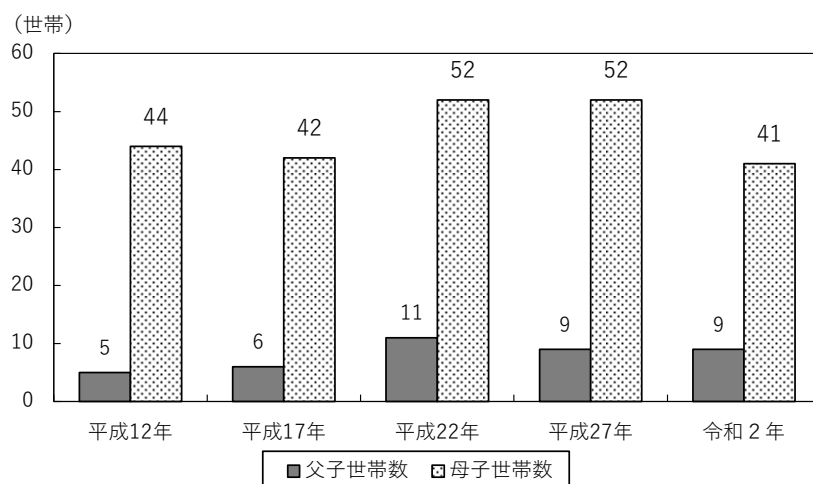


資料：国勢調査

### (2) 父子世帯数及び母子世帯数の推移

父子世帯数及び母子世帯数の推移については、父子世帯数は平成 12 年から平成 22 年にかけては増加傾向で推移していましたが、平成 27 年では減少し、以降横ばいで推移しています。母子世帯数では平成 12 年から平成 22 年にかけて増減を繰り返しており、平成 27 年にかけては横ばいで推移していましたが、令和2年では減少し 41 世帯となっています。

■父子世帯数及び母子世帯数の推移

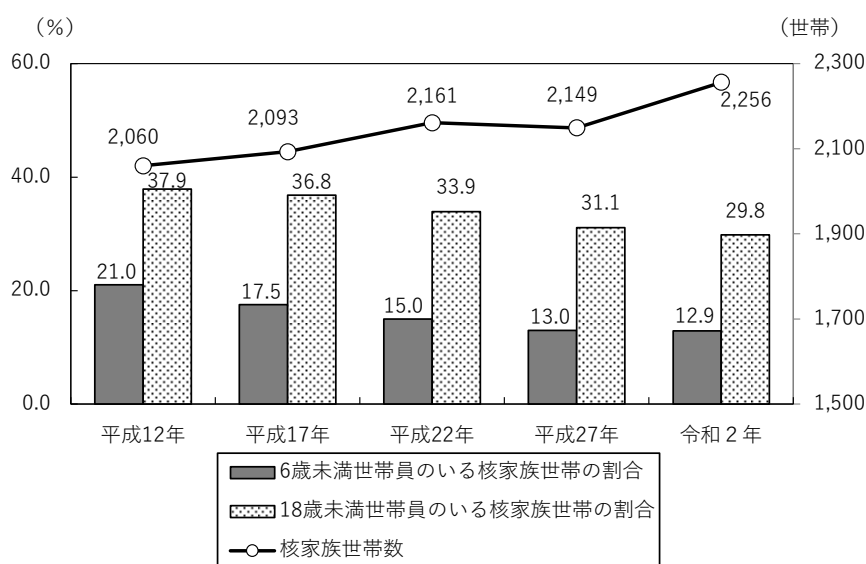


資料：国勢調査

### （３）核家族世帯数及び核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の推移

核家族世帯数及び核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の推移については、核家族世帯数は増加傾向にある一方、6歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合、18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合ともに平成12年以降は減少傾向となっています。

■核家族世帯数及び核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の推移

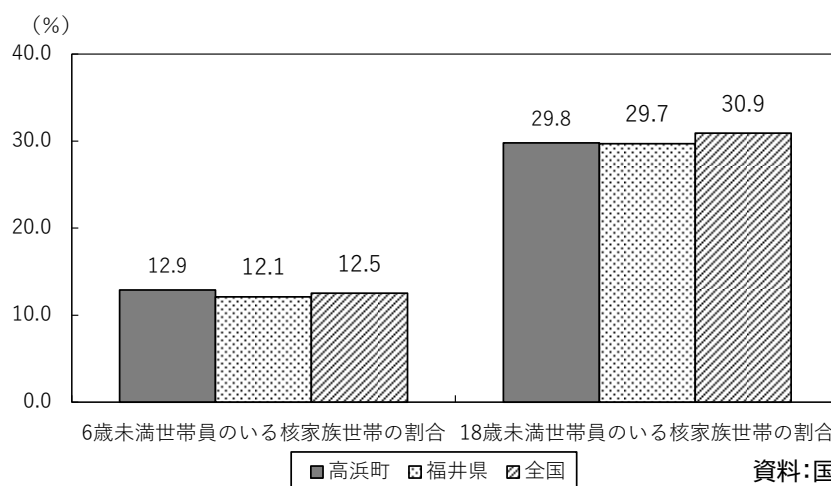


資料：国勢調査

### （４）核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の状況

核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合の状況については、全国、福井県と比較すると、高浜町は6歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合では全国、福井県を上回っています。18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合では福井県をわずかに上回っていますが、全国を下回っています。

■核家族世帯に占める子どもがいる世帯の割合(高浜町・福井県・全国)の比較



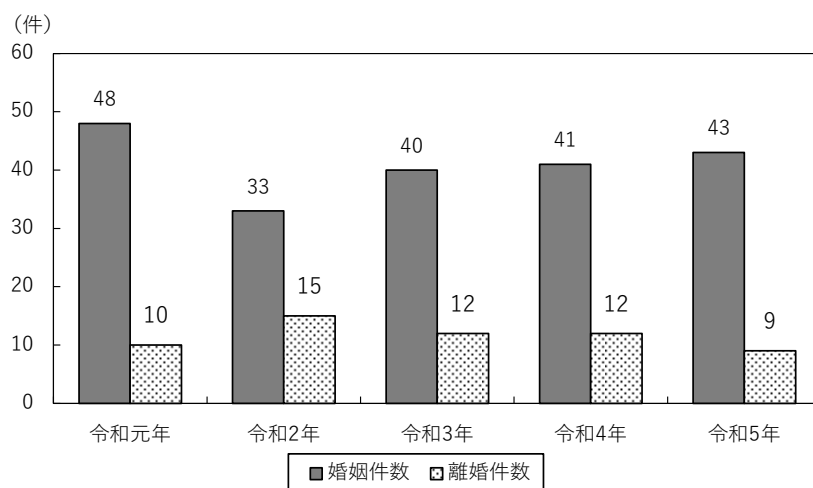
資料：国勢調査(令和2年)

### 3 婚姻等の状況

#### (1) 婚姻件数及び離婚件数の推移

婚姻件数及び離婚件数の推移については、婚姻件数は令和2年から令和5年にかけて増加傾向で推移しています。離婚件数は増減を繰り返しながら10件前後で推移しています。

■婚姻件数及び離婚件数の推移

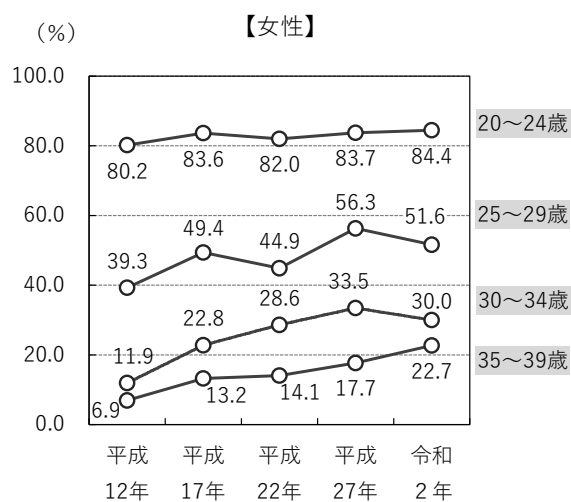
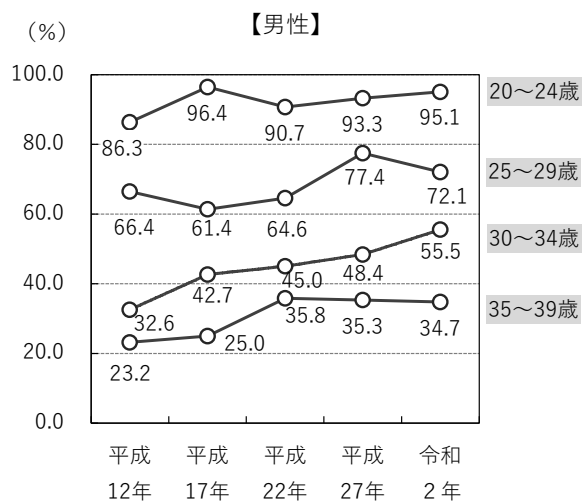


資料: 福井県統計年鑑

#### (2) 年齢階層別未婚率の推移

年齢階層別未婚率の推移については、男性の20～24歳では平成22年から令和2年にかけて、30～34歳では平成12年から令和2年にかけて増加が続いています。女性の20～24歳では平成22年から令和2年にかけて、35～39歳では平成12年から令和2年にかけて増加が続いています。

■年齢階層別未婚率の推移(男女別)

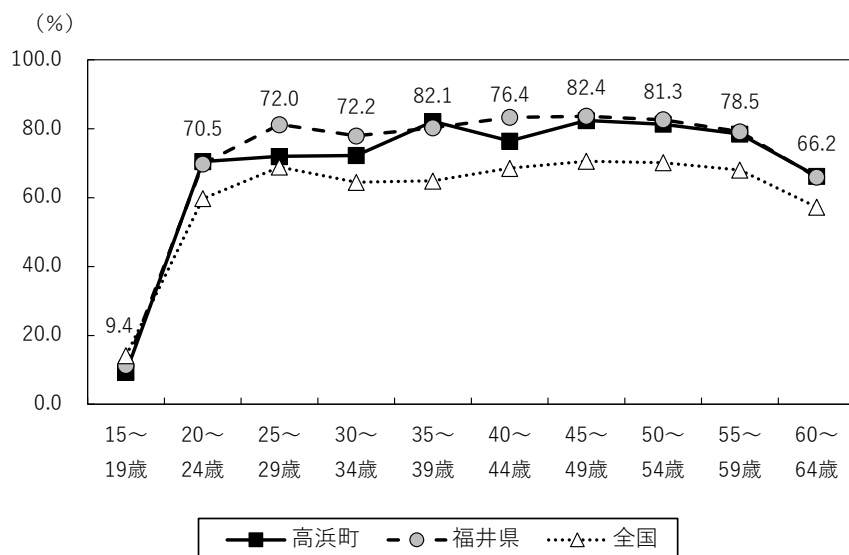


資料: 国勢調査

## 4 女性の就労状況

女性の年齢階層別就業率について全国・福井県と比較すると、15歳～19歳以外の年代において全国を上回っており、20～24歳、35～39歳、60～64歳で福井県を上回っています。

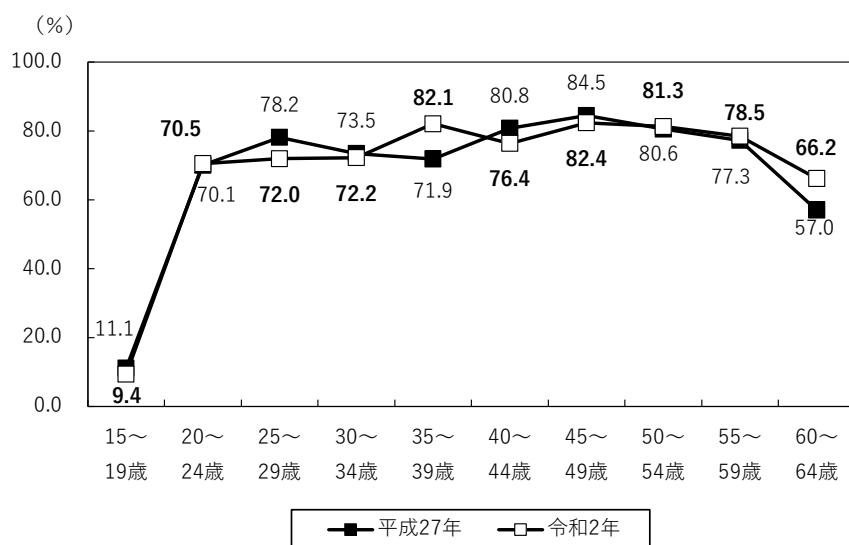
■女性の年齢階層別就業率(高浜町・福井県・全国の比較)



資料:国勢調査(令和2年)

高浜町における女性の年齢階層別就業率について平成27年・令和2年を比較すると、25～29歳、30～34歳において令和2年が平成27年を下回っており、一方で35～39歳においては大きく上回っています。

■高浜町における女性の年齢階層別就業率(平成27年・令和2年の比較)



資料:国勢調査

## 5 入所児童・児童・生徒数の状況

保育所別入所児童数の年齢別の推移については、全体では増減を繰り返し、令和5年度の入所児童総数は355人となっています。保育所別入所児童数の推移では、認定こども園 cocokara、和田保育所において減少傾向となっています。

### ■保育所別入所児童数の年齢別の推移

(単位:人)

|                    |      |        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定こども園<br>cocokara |      | 入所児童総数 | 161   | 160   | 136   | 144   | 138   |
|                    | 3号認定 | 乳児     | 13    | 8     | 7     | 15    | 7     |
|                    |      | 1～2歳児  | 47    | 48    | 33    | 42    | 42    |
|                    | 2号認定 | 3歳児    | 39    | 31    | 27    | 30    | 29    |
|                    |      | 4～5歳児  | 62    | 73    | 69    | 57    | 60    |
| 和田保育所              |      | 入所児童総数 | 111   | 95    | 96    | 84    | 75    |
|                    | 3号認定 | 乳児     | 9     | 6     | 7     | 8     | 6     |
|                    |      | 1～2歳児  | 28    | 27    | 25    | 22    | 24    |
|                    | 2号認定 | 3歳児    | 22    | 22    | 23    | 12    | 13    |
|                    |      | 4～5歳児  | 52    | 40    | 41    | 42    | 32    |
| 青郷保育所              |      | 入所児童総数 | 65    | 63    | 63    | 60    | 61    |
|                    | 3号認定 | 乳児     | 4     | 5     | 4     | 8     | 3     |
|                    |      | 1～2歳児  | 20    | 24    | 18    | 14    | 19    |
|                    | 2号認定 | 3歳児    | 11    | 8     | 19    | 11    | 10    |
|                    |      | 4～5歳児  | 30    | 26    | 22    | 27    | 29    |
| 内浦保育所              |      | 入所児童総数 | 9     | 8     | 10    | 11    | 10    |
|                    | 3号認定 | 乳児     | 0     | 0     | 2     | 0     | 0     |
|                    |      | 1～2歳児  | 4     | 4     | 3     | 5     | 3     |
|                    | 2号認定 | 3歳児    | 0     | 2     | 4     | 1     | 2     |
|                    |      | 4～5歳児  | 5     | 2     | 1     | 5     | 5     |
| 高浜キッズ<br>こども園      |      | 入所児童総数 | 14    | 25    | 42    | 46    | 61    |
|                    | 3号認定 | 乳児     | 6     | 7     | 9     | 7     | 9     |
|                    |      | 1～2歳児  | 8     | 16    | 23    | 20    | 22    |
|                    | 2号認定 | 3歳児    | 0     | 1     | 7     | 9     | 14    |
|                    |      | 4～5歳児  | 0     | 1     | 3     | 10    | 16    |
| 委託保育所等             |      | 入所児童総数 | 14    | 8     | 13    | 8     | 10    |
|                    | 3号認定 | 乳児     | 3     | 1     | 3     | 0     | 2     |
|                    |      | 1～2歳児  | 7     | 5     | 4     | 3     | 3     |
|                    | 2号認定 | 3歳児    | 1     | 1     | 4     | 1     | 0     |
|                    |      | 4～5歳児  | 3     | 1     | 2     | 4     | 5     |
| 全体                 |      | 入所児童総数 | 374   | 359   | 360   | 353   | 355   |
|                    | 3号認定 | 乳児     | 35    | 27    | 32    | 38    | 27    |
|                    |      | 1～3歳児  | 114   | 124   | 106   | 106   | 113   |
|                    | 2号認定 | 3歳児    | 73    | 65    | 84    | 64    | 68    |
|                    |      | 4～5歳児  | 152   | 143   | 138   | 145   | 147   |

資料:高浜町こども未来課(各年3月現在)

小学校児童数の推移については、全体で減少傾向にあり、令和5年度では 444 人となっています。小学校別児童数の推移では、青郷小学校において減少傾向となっています。小学校の数は4校となっています。

■小学校児童数の学年別の推移

(単位:人)

|       |      | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
|-------|------|-------|---------|---------|---------|---------|
| 高浜小学校 | 児童総数 | 210   | 210     | 203     | 206     | 203     |
|       | 1 年  | 33    | 30      | 32      | 38      | 31      |
|       | 2 年  | 32    | 33      | 32      | 33      | 37      |
|       | 3 年  | 31    | 32      | 32      | 34      | 31      |
|       | 4 年  | 42    | 32      | 31      | 32      | 33      |
|       | 5 年  | 36    | 41      | 32      | 33      | 34      |
|       | 6 年  | 31    | 37      | 41      | 33      | 33      |
|       | 特別支援 | 5     | 5       | 3       | 3       | 4       |
| 和田小学校 | 児童総数 | 134   | 146     | 152     | 137     | 135     |
|       | 1 年  | 25    | 29      | 19      | 22      | 21      |
|       | 2 年  | 23    | 25      | 29      | 17      | 21      |
|       | 3 年  | 20    | 22      | 25      | 27      | 17      |
|       | 4 年  | 29    | 20      | 22      | 23      | 27      |
|       | 5 年  | 13    | 29      | 20      | 22      | 21      |
|       | 6 年  | 18    | 13      | 29      | 20      | 22      |
|       | 特別支援 | 6     | 8       | 8       | 6       | 6       |
| 青郷小学校 | 児童総数 | 125   | 117     | 105     | 95      | 85      |
|       | 1 年  | 21    | 13      | 13      | 12      | 12      |
|       | 2 年  | 15    | 20      | 13      | 13      | 12      |
|       | 3 年  | 22    | 14      | 20      | 13      | 13      |
|       | 4 年  | 20    | 21      | 12      | 20      | 13      |
|       | 5 年  | 25    | 20      | 21      | 11      | 19      |
|       | 6 年  | 19    | 25      | 20      | 21      | 11      |
|       | 特別支援 | 3     | 4       | 6       | 5       | 5       |
| 内浦小学校 | 児童総数 | 23    | 24      | 24      | 25      | 21      |
|       | 1 年  | 5     | 3       | 4       | 2       | 1       |
|       | 2 年  | 5     | 5       | 4       | 4       | 2       |
|       | 3 年  | 5     | 5       | 6       | 3       | 4       |
|       | 4 年  | 0     | 5       | 5       | 6       | 3       |
|       | 5 年  | 5     | 0       | 5       | 5       | 6       |
|       | 6 年  | 2     | 5       | 0       | 5       | 5       |
|       | 特別支援 | 1     | 1       | 0       | 0       | 0       |
| 全体    | 児童総数 | 492   | 497     | 484     | 463     | 444     |
|       | 1 年  | 84    | 75      | 68      | 74      | 65      |
|       | 2 年  | 75    | 83      | 78      | 67      | 72      |
|       | 3 年  | 78    | 73      | 83      | 77      | 65      |
|       | 4 年  | 91    | 78      | 70      | 81      | 76      |
|       | 5 年  | 79    | 90      | 78      | 71      | 80      |
|       | 6 年  | 70    | 80      | 90      | 79      | 71      |
|       | 特別支援 | 15    | 18      | 17      | 14      | 15      |

資料:高浜町教育委員会(各年3月現在)

中学校生徒数の推移については、全体で減少傾向にあり、令和5年度では257人となっています。中学校の数は2校となっています。

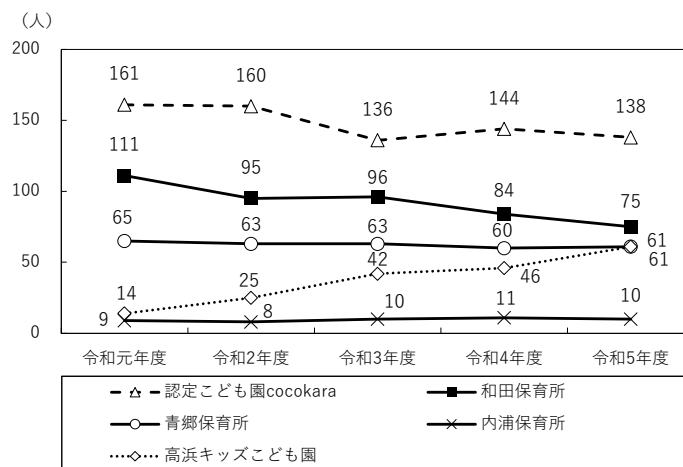
### ■中学校生徒数の学年別の推移

(単位:人)

|       |      | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 高浜中学校 | 児童総数 | 284   | 257   | 259   | 237   | 245   |
|       | 1年   | 110   | 66    | 74    | 89    | 75    |
|       | 2年   | 75    | 111   | 66    | 73    | 89    |
|       | 3年   | 95    | 76    | 113   | 66    | 73    |
|       | 特別支援 | 4     | 4     | 6     | 9     | 8     |
| 内浦中学校 | 児童総数 | 12    | 12    | 12    | 9     | 12    |
|       | 1年   | 4     | 2     | 5     | 0     | 5     |
|       | 2年   | 6     | 4     | 2     | 6     | 0     |
|       | 3年   | 2     | 6     | 4     | 2     | 6     |
|       | 特別支援 | 0     | 0     | 1     | 1     | 1     |
| 全体    | 児童総数 | 296   | 269   | 271   | 246   | 257   |
|       | 1年   | 114   | 68    | 79    | 89    | 80    |
|       | 2年   | 81    | 115   | 68    | 79    | 89    |
|       | 3年   | 97    | 82    | 117   | 68    | 79    |
|       | 特別支援 | 4     | 4     | 7     | 10    | 9     |

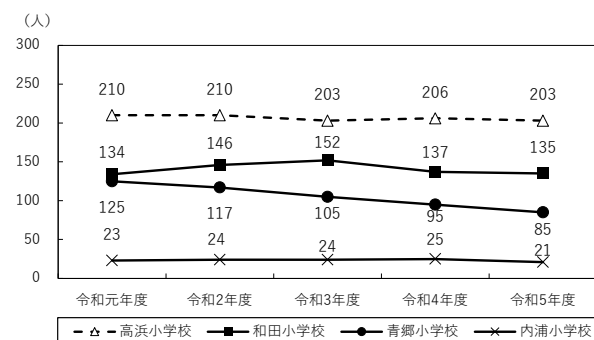
資料:高浜町教育委員会(各年3月現在)

### ■保育所別入所児童数の推移

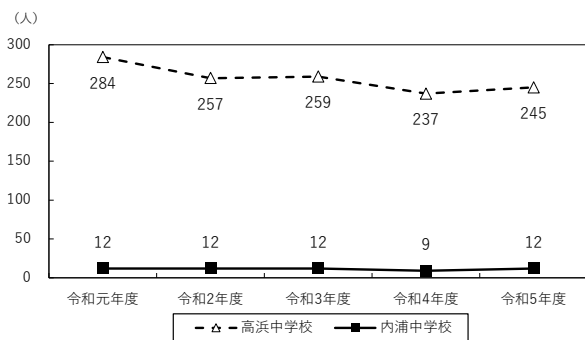


資料:高浜町こども未来課(各年3月現在)

### ■小学校別児童数の推移



### ■中学校別生徒数の推移



資料:高浜町教育委員会(各年3月現在)

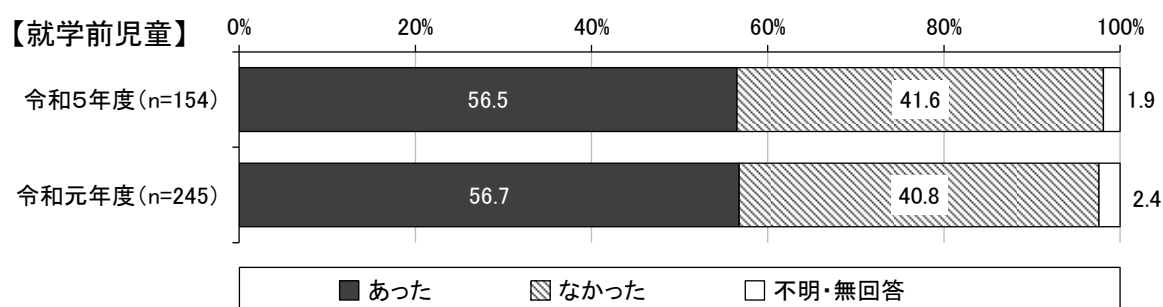
## 6 アンケート調査結果

### (1) 子育てと仕事について

#### ■妊娠中における悩みごとや心配ごと

妊娠中における悩みごとや心配ごとについてみると、「あった」が 56.5%、「なかった」が 41.6%となっています。

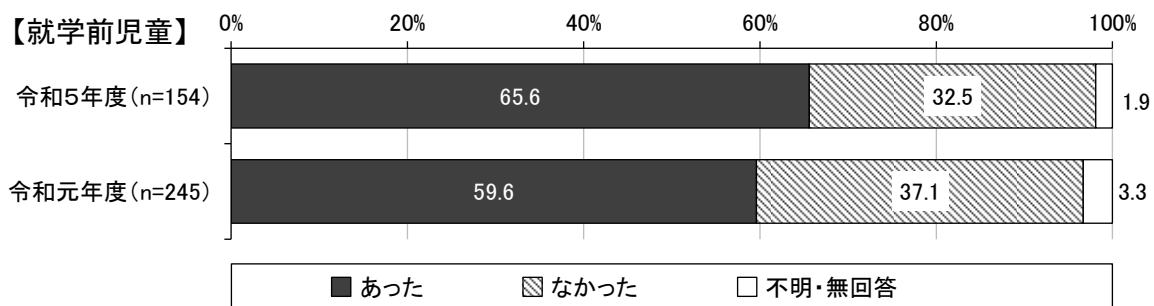
令和元年度調査と比較すると、大きな違いはみられません。



#### ■出産した直後から4か月くらいの時期での悩みごとや心配ごとの有無

出産した直後から4か月くらいの時期での悩みごとや心配ごとの有無についてみると、「あった」が 65.6%、「なかった」が 32.5%となっています。

令和元年調査と比較すると、大きな違いはみられません。

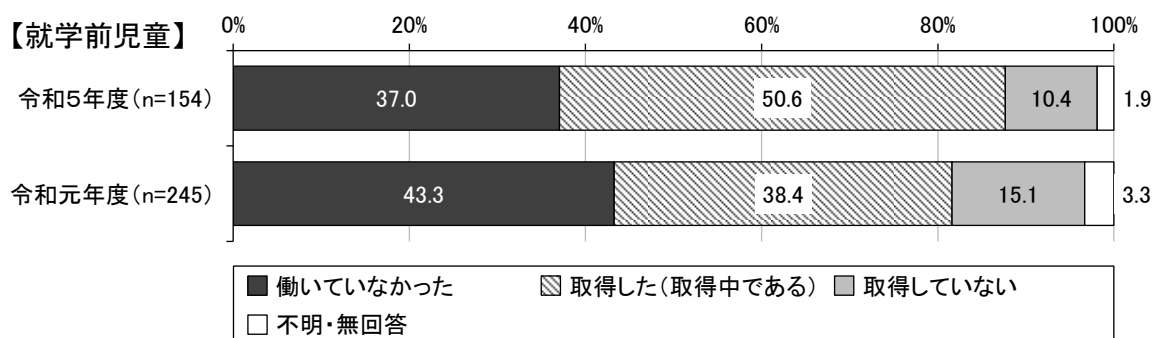


## ■育児休業の取得の有無

### 母親

母親の育児休業の取得の有無についてみると、「取得した(取得中である)」が 50.6%と最も高く、次いで「働いていなかった」が 37.0%となっています。

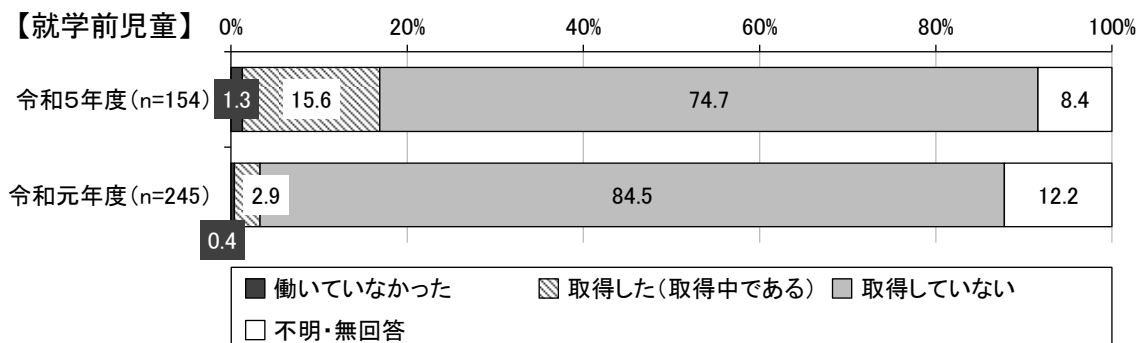
令和元年度調査と比較すると「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。



### 父親

父親の育児休業の取得の有無についてみると、「取得していない」が 74.7%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」が 15.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。

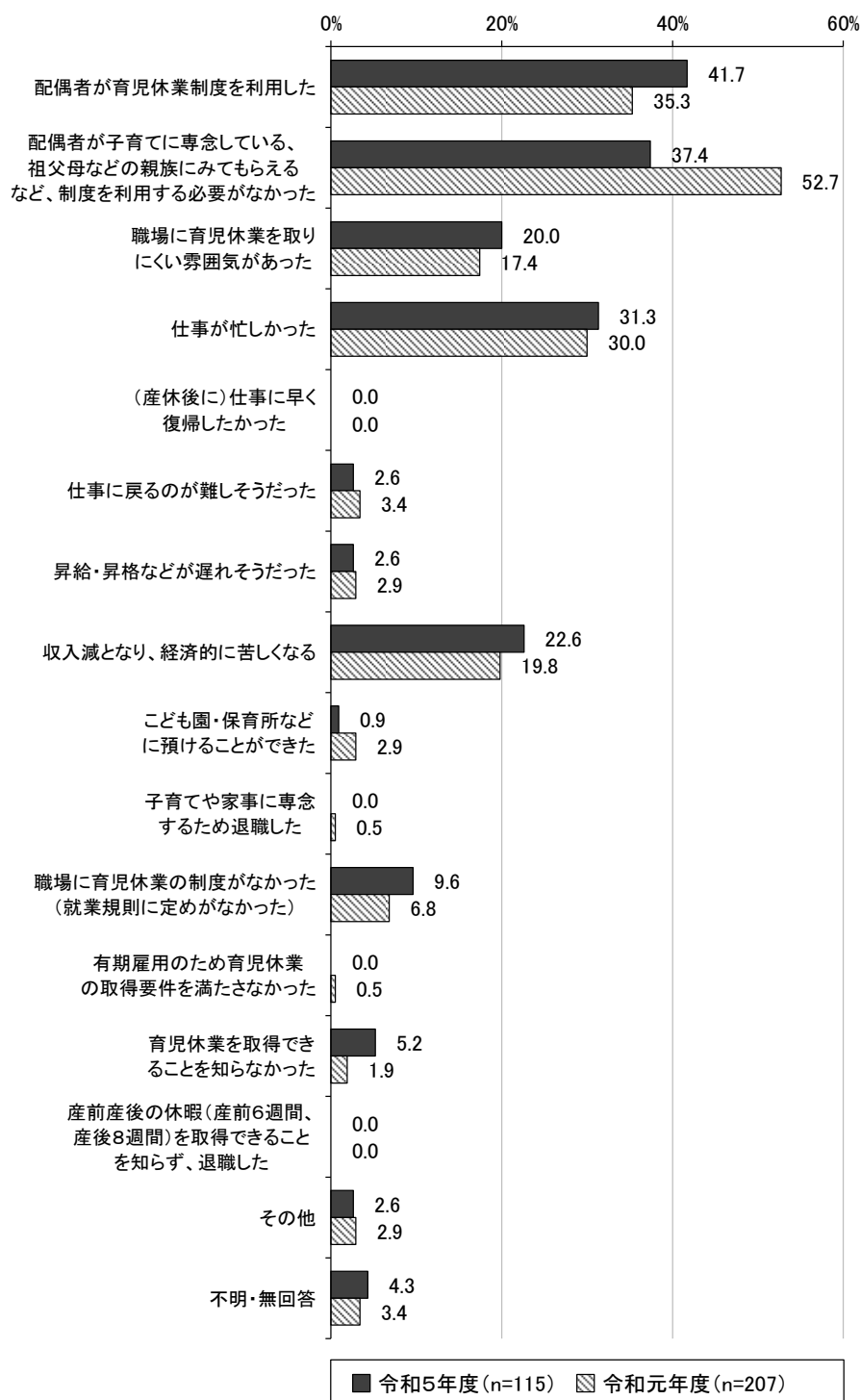


## ■育児休業を取得しなかった理由

### 父親

父親の育児休業を取得しなかった理由についてみると、「配偶者が育児休業制度を利用した」が41.7%と最も高く、次いで「配偶者が子育てに専念している、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が37.4%となっています。

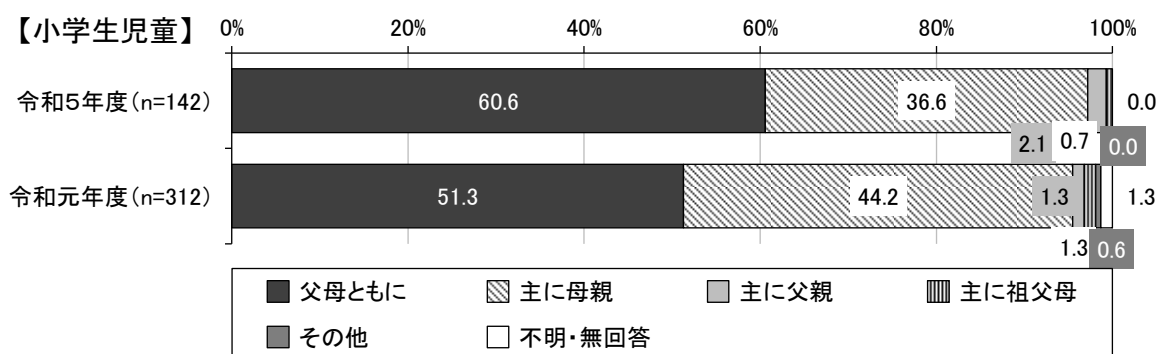
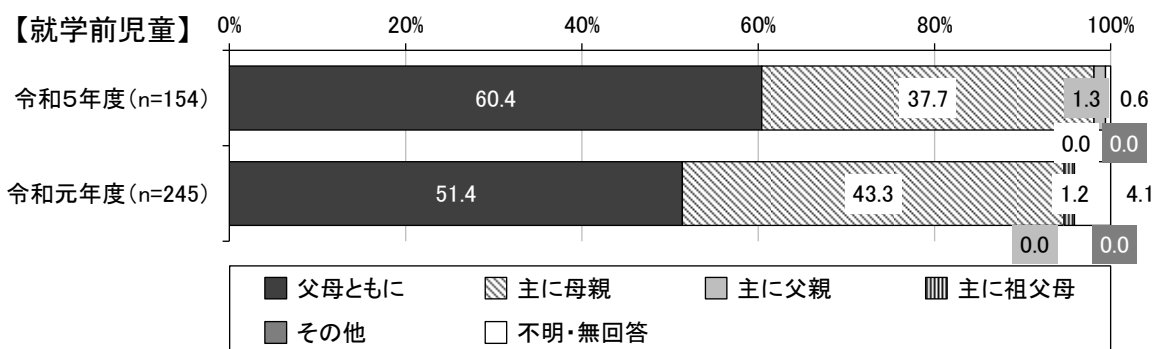
令和元年度調査と比較すると、「配偶者が子育てに専念している、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。



## ■子育て(教育を含む)を主に行っている方

子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が就学前児童では 60.4%、小学生児童では 60.6%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童では 37.7%、小学生児童では 36.6%となっています。

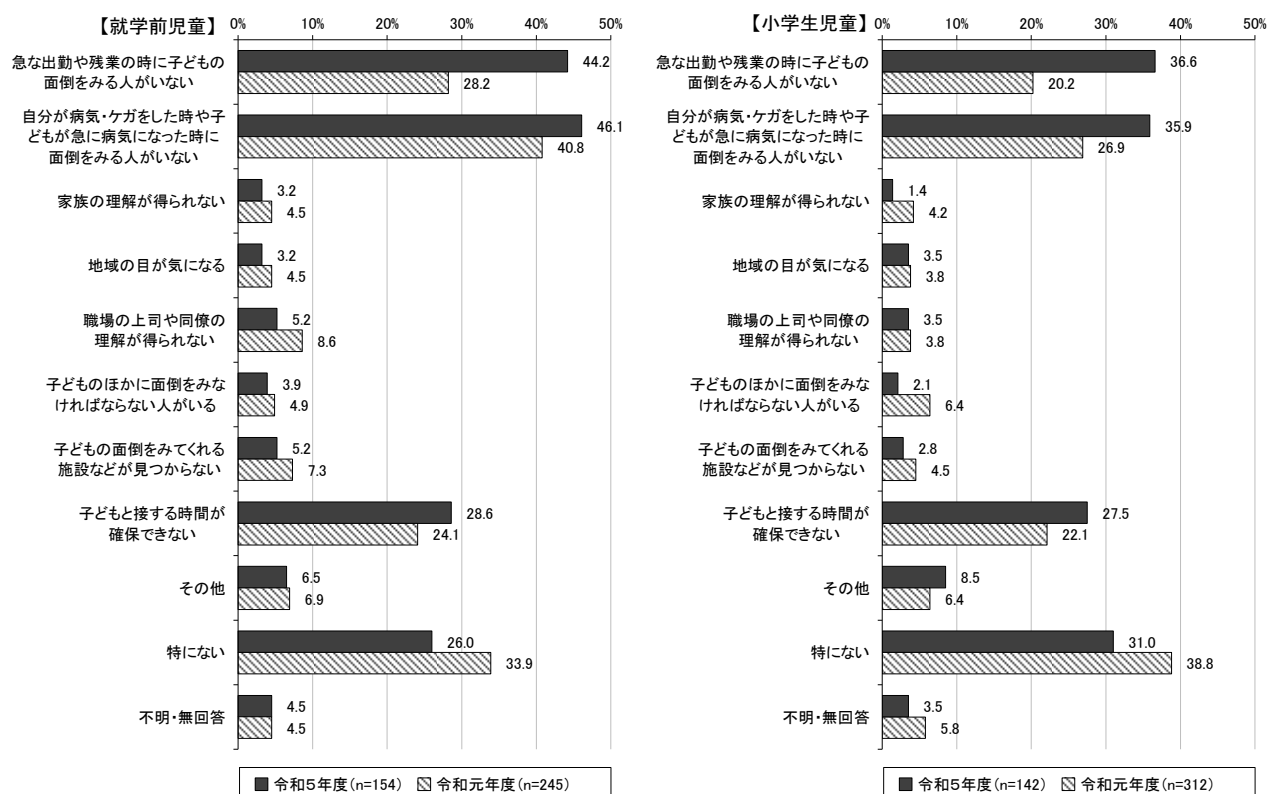
令和元年度調査と比較すると、就学前児童、小学生児童ともに大きな違いはみられません。



## ■母親が仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じること

母親が仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じるについてみると、就学前児童では「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に面倒をみる人がいない」が 46.1%、小学生児童では「急な出勤や残業の時に子どもの面倒をみる人がいない」が 36.6%と最も高く、次いで就学前児童では「急な出勤や残業の時に子どもの面倒をみる人がいない」が 44.2%、小学生児童では「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になった時に面倒をみる人がいない」が 35.9%となっています。

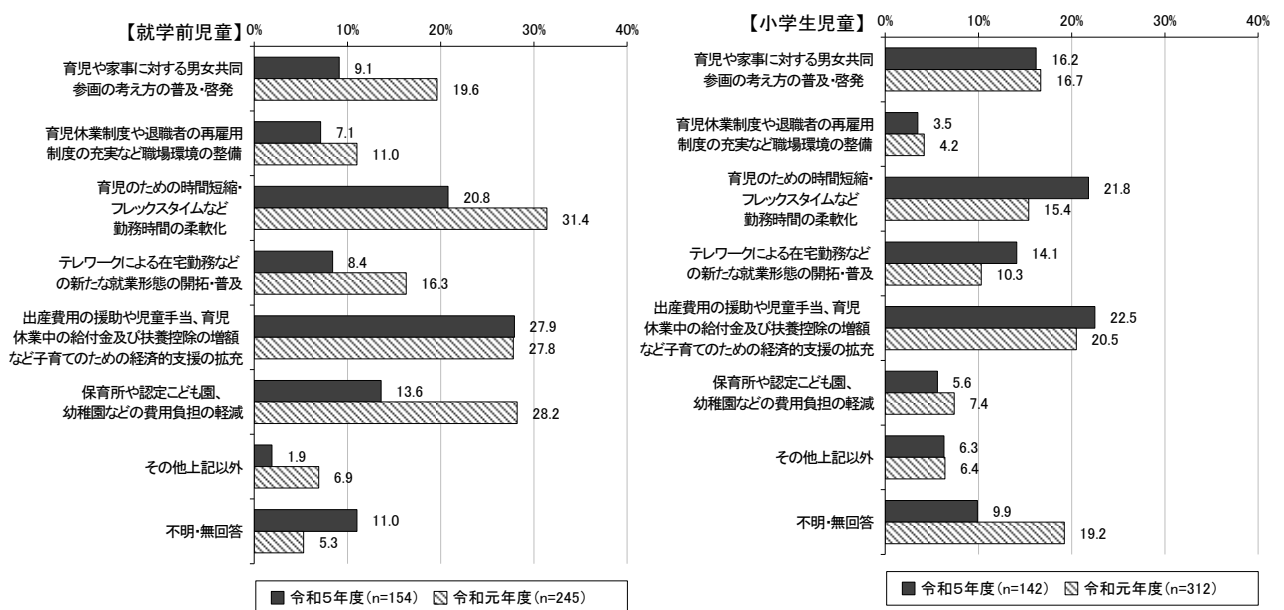
令和元年度調査と比較すると、「急な出勤や残業の時に子どもの面倒をみる人がいない」で就学前児童、小学生児童ともに割合が増加しています。



## ■高浜町で仕事と家庭生活を両立させるに当たって、最も必要だと思う取り組み

高浜町で仕事と家庭生活を両立させるに当たって、最も必要だと思う取り組みについてみると、「出産費用の援助や児童手当、育児休業中の給付金及び扶養控除の増額など子育てのための経済的支援の拡充」が就学前児童では 27.9%、小学生児童では 22.5%と最も高く、次いで「育児のための時間短縮・フレックスタイムなど勤務時間の柔軟化」が就学前児童では 20.8%、小学生児童では 21.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、就学前児童では「育児や家事に対する男女共同参画の考え方の普及・啓発」「育児のための時間短縮・フレックスタイムなど勤務時間の柔軟化」「保育所や認定こども園、幼稚園などの費用負担の軽減」の割合が減少しています。小学生児童では大きな違いはみられません。

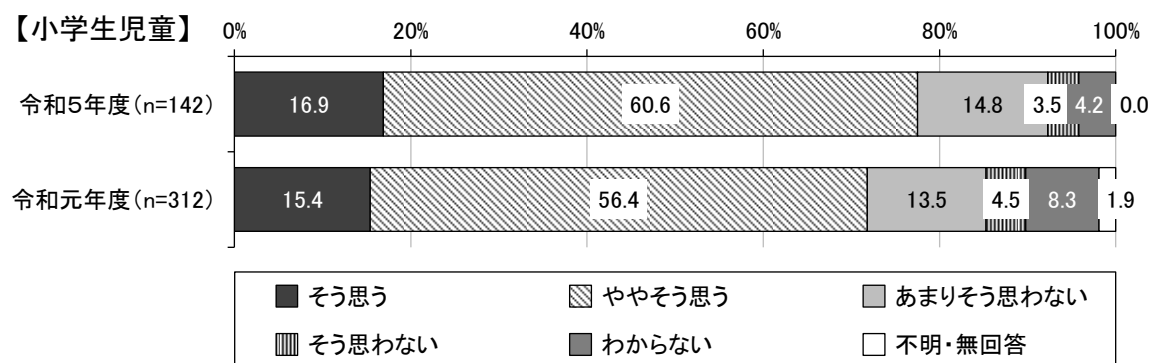
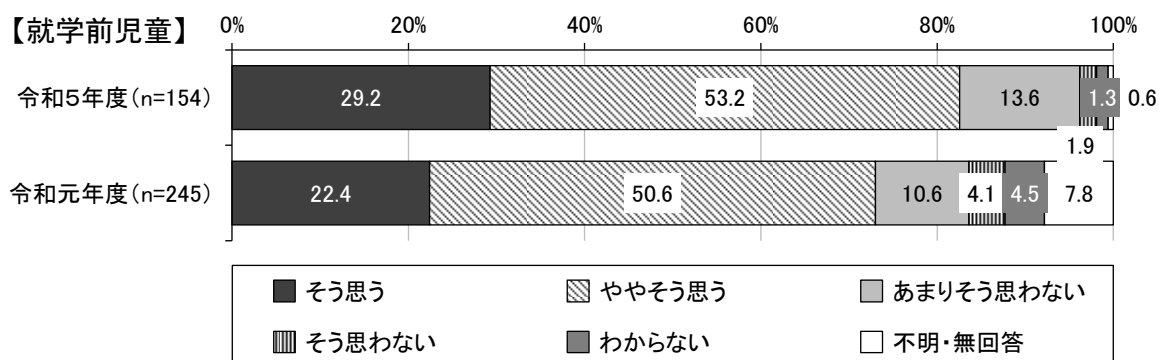


## (2) 地域の子育て支援について

### ■高浜町は子育てしやすいまちだと思うか

高浜町は子育てしやすいまちだと思うかについてみると、「ややそう思う」が就学前児童では53.2%、小学生児童では60.6%と最も高く、次いで「そう思う」が就学前児童では29.2%、小学生児童では16.9%となっています。

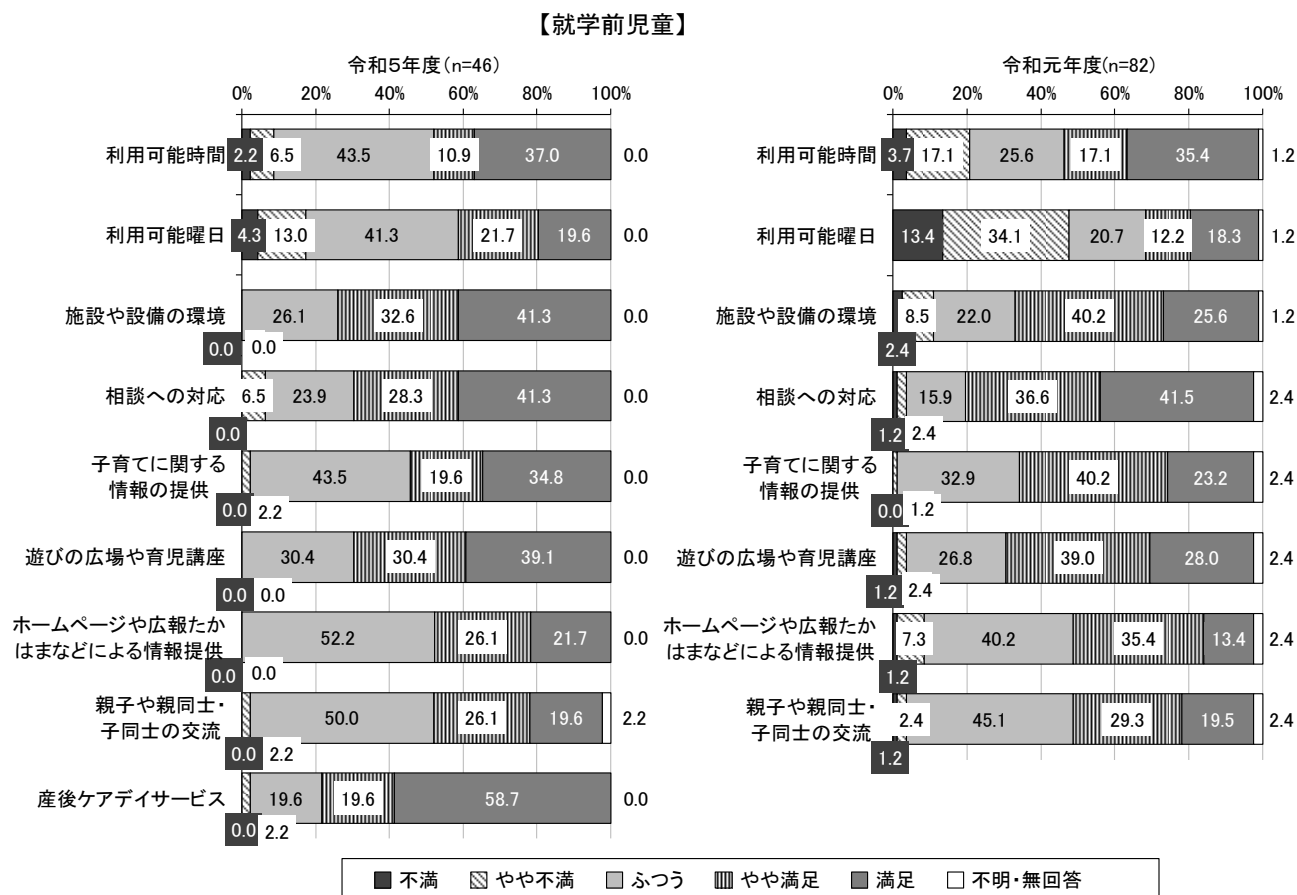
令和元年度調査と比較すると、就学前児童、小学生児童ともに大きな違いはみられません。



## ■こども家庭センター「kurumu」の満足度

こども家庭センター「kurumu」の満足度についてみると、『満足』（「満足」と「やや満足」の合計）では、〔施設や設備の環境〕〔産後ケアデイサービス〕が7割台と高くなっています。一方、『不満』（「不満」と「やや不満」の合計）では、〔利用可能曜日〕が1割台となっています。

令和元年度調査と比較すると、『満足』では〔利用可能曜日〕〔施設や設備の環境〕〔遊びの広場や育児講座〕の割合が増加、『不満』では〔利用可能時間〕〔利用可能曜日〕〔施設や設備の環境〕の割合が減少しています。

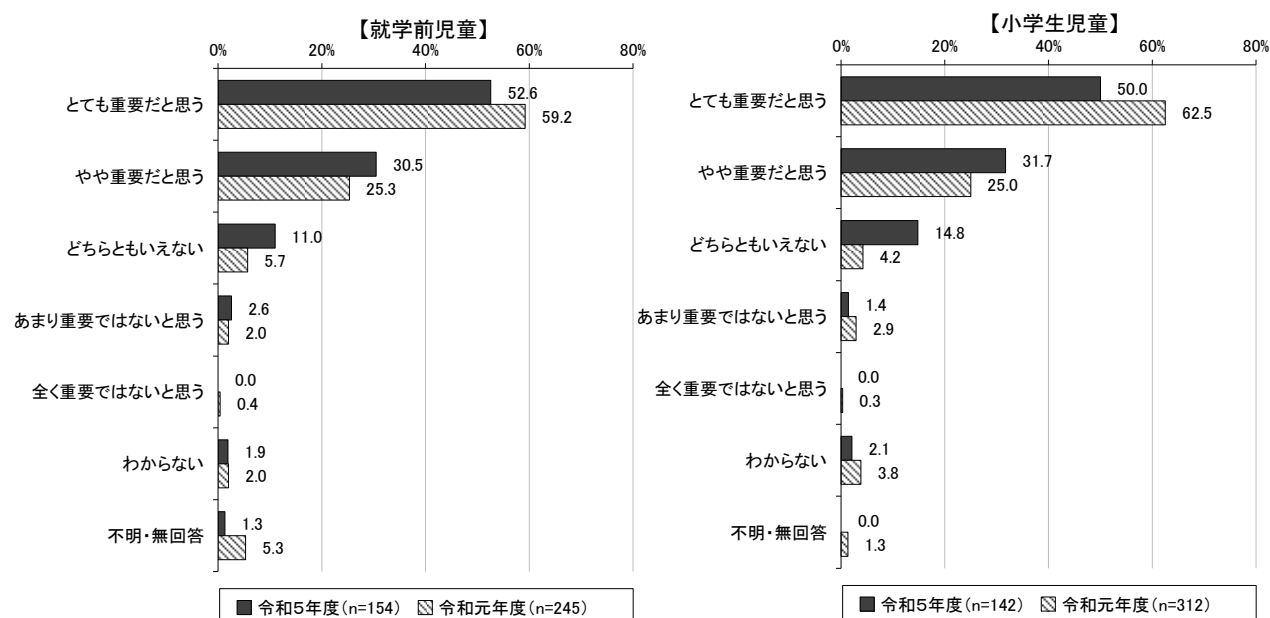


※産後ケアデイサービスは、令和元年度実施していないため、項目なし。

## ■子育てをする人にとって、地域の支えは重要だと思うか

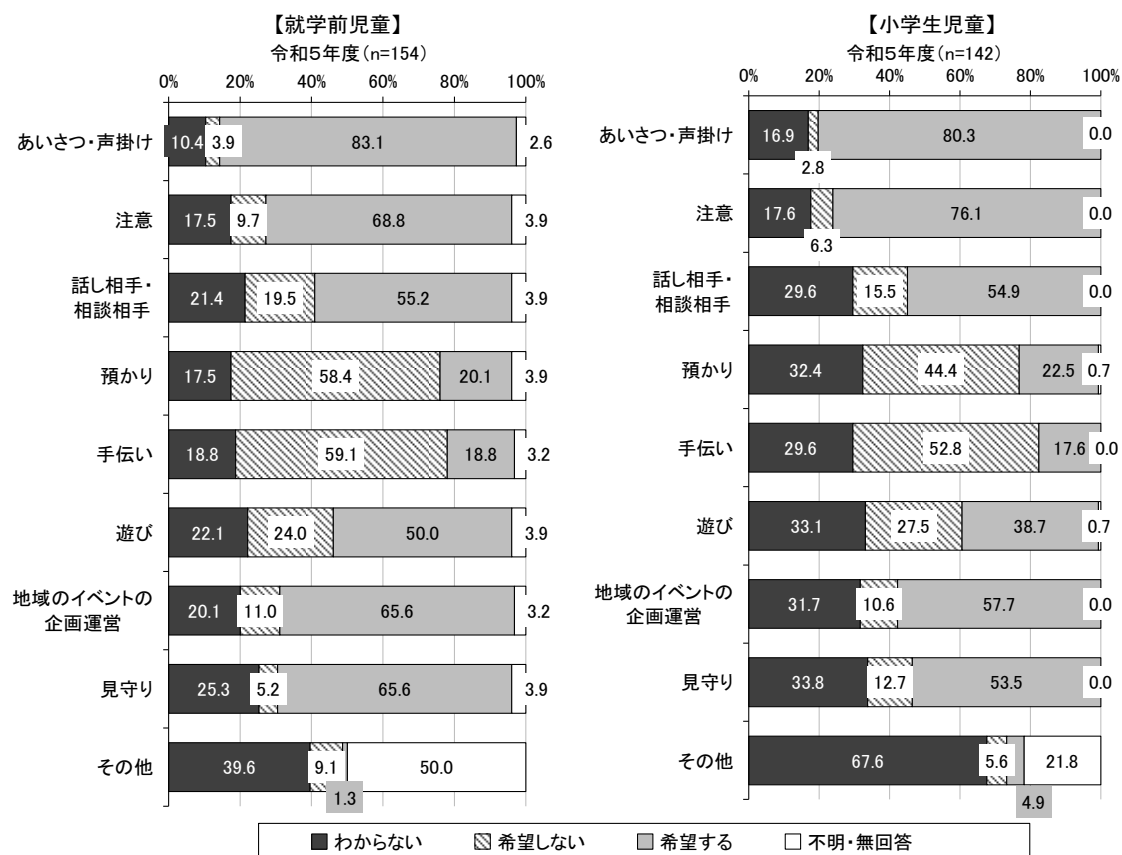
子育てをする人にとって、地域の支えは重要だと思うかについてみると、「とても重要だと思う」が就学前児童では52.6%、小学生児童では50.0%と最も高く、次いで「やや重要だと思う」が就学前児童では30.5%、小学生児童では31.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、就学前児童では大きな違いは見られません。小学生児童では「どちらともいえない」の割合が増加、「とても重要だと思う」の割合が減少しています。



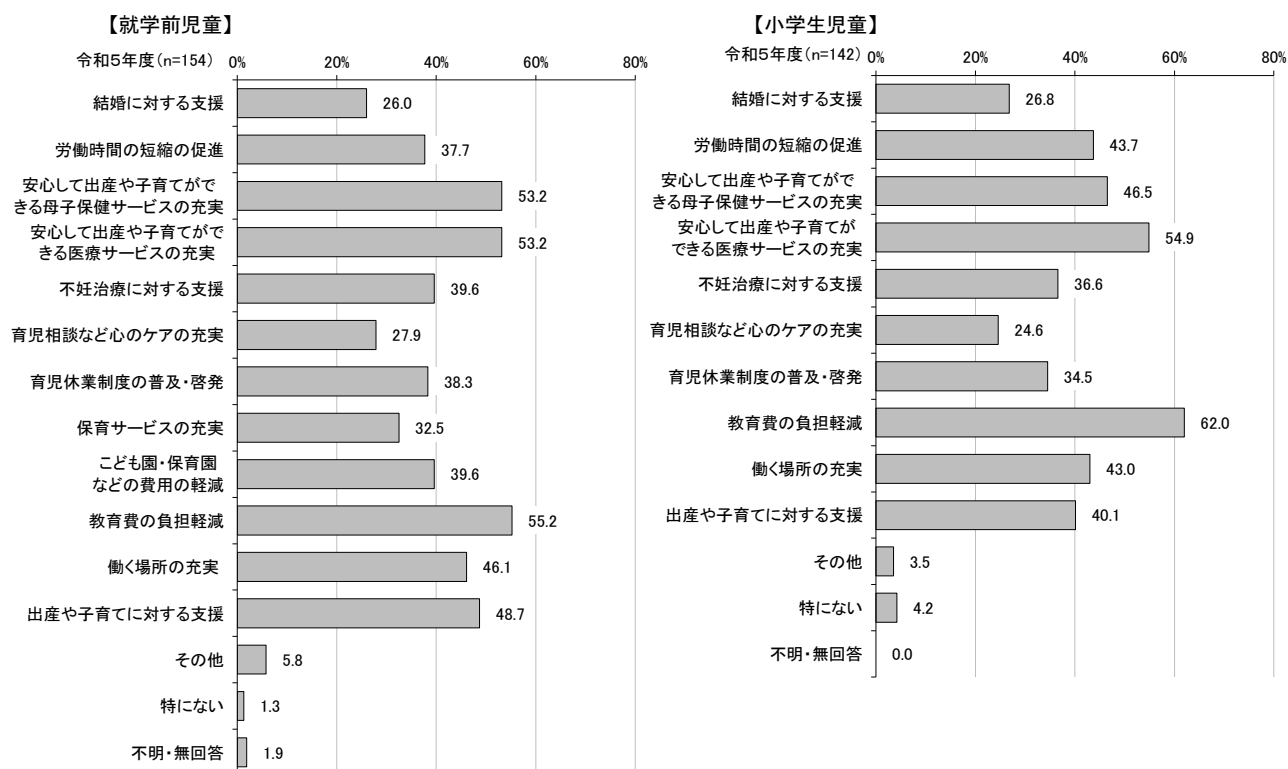
## ■今後希望する地域の人とのつながりについて

子育てに関して、今後希望する地域の人とのつながりについてみると、「あいさつ・声掛け」が就学前児童では83.1%、小学生児童では80.3%と最も高く、次いで「注意」が就学前児童では68.8%、小学生児童では76.1%、「地域のイベントの企画運営」が就学前児童では65.6%、小学生児童では57.7%となっています。



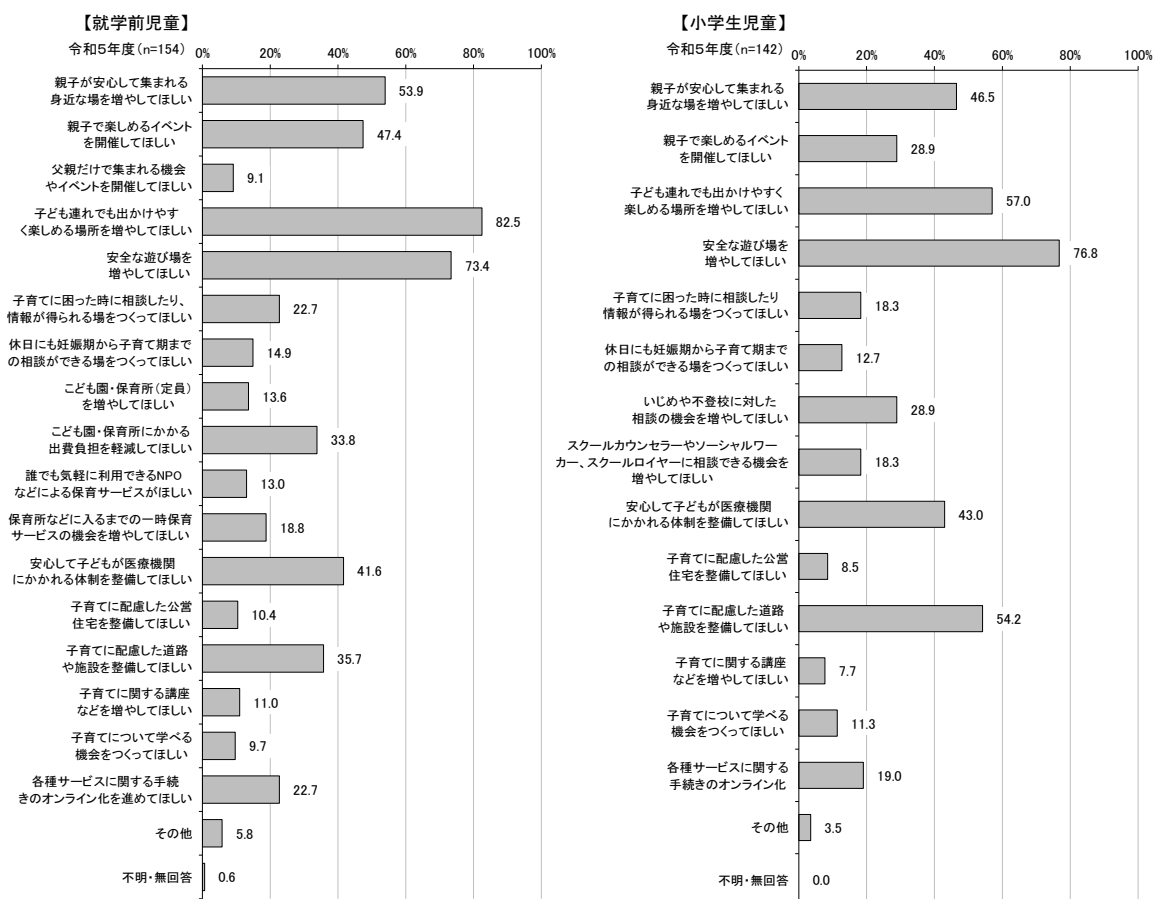
## ■少子化対策のために今後必要なこと

少子化対策のために今後必要なことについてみると、「教育費の負担軽減」が就学前児童では55.2%、小学生児童では62.0%と最も高く、次いで就学前児童では「安心して出産や子育てができる母子保健サービスの充実」「安心して出産や子育てができる医療サービスの充実」が53.2%、小学生児童では「安心して出産や子育てができる医療サービスの充実」が54.9%となっています。



## ■高浜町に対して、子育て支援の充実に期待していること

高浜町に対して、子育て支援の充実に期待していることについてみると、就学前児童では「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 82.5%、小学生児童では「安全な遊び場を増やしてほしい」が 76.8%と最も高く、次いで就学前児童では「安全な遊び場を増やしてほしい」が 73.4%、小学生児童では「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 57.0%となっています。



## 第3章 第2期計画の事業実績と課題

### 1 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業実績

第2期計画で設定した目標事業量に対する実績は以下の通りです。

#### (1) 教育・保育事業

##### ■教育事業

単位(人/年)

|     |       | 令和2年度 |      |    | 令和3年度 |      |    | 令和4年度 |      |    |
|-----|-------|-------|------|----|-------|------|----|-------|------|----|
|     |       | 1号    | 2号   | 合計 | 1号    | 2号   | 合計 | 1号    | 2号   | 合計 |
|     |       | 3-5歳  | 3-5歳 |    | 3-5歳  | 3-5歳 |    | 3-5歳  | 3-5歳 |    |
| 計画値 | 量の見込み | 6     | 1    | 7  | 11    | 1    | 12 | 20    | 1    | 21 |
|     | 確保の内容 | 15    | 0    | 15 | 15    | 0    | 15 | 25    | 0    | 25 |
| 実績  |       | 5     | -    | 5  | 4     | -    | 4  | 6     | -    | 6  |

|     |       | 令和5年度 |      |    | 令和6年度 |      |    |
|-----|-------|-------|------|----|-------|------|----|
|     |       | 1号    | 2号   | 合計 | 1号    | 2号   | 合計 |
|     |       | 3-5歳  | 3-5歳 |    | 3-5歳  | 3-5歳 |    |
| 計画値 | 量の見込み | 20    | 1    | 21 | 20    | 1    | 21 |
|     | 確保の内容 | 25    | 0    | 25 | 25    | 0    | 25 |
| 実績  |       | 8     | -    | 8  |       |      |    |

##### ■保育事業

単位(人/年)

|     |       | 令和2年度 |    |      | 令和3年度 |    |      | 令和4年度 |    |      |
|-----|-------|-------|----|------|-------|----|------|-------|----|------|
|     |       | 2号    | 3号 |      | 2号    | 3号 |      | 2号    | 3号 |      |
|     |       | 3-5歳  | 0歳 | 1-2歳 | 3-5歳  | 0歳 | 1-2歳 | 3-5歳  | 0歳 | 1-2歳 |
| 計画値 | 量の見込み | 204   | 26 | 105  | 228   | 27 | 105  | 214   | 28 | 99   |
|     | 確保の内容 | 247   | 28 | 118  | 247   | 28 | 118  | 237   | 28 | 118  |
| 実績  |       | 202   | 0  | 80   | 214   | 0  | 72   | 216   | 1  | 84   |

|     |       | 令和5年度 |    |      | 令和6年度 |    |      |
|-----|-------|-------|----|------|-------|----|------|
|     |       | 2号    | 3号 |      | 2号    | 3号 |      |
|     |       | 3-5歳  | 0歳 | 1-2歳 | 3-5歳  | 0歳 | 1-2歳 |
| 計画値 | 量の見込み | 222   | 28 | 98   | 205   | 27 | 96   |
|     | 確保の内容 | 237   | 28 | 118  | 237   | 28 | 118  |
| 実績  |       | 215   | 0  | 81   |       |    |      |

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

### ■時間外保育事業

単位(人／年)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 33    | 33    | 32    | 32    | 31    |
|     | 確保の内容 | 33    | 33    | 32    | 32    | 31    |
| 実績値 |       | 166   | 126   | 176   | 124   |       |

### ■放課後児童健全育成事業

単位(人／年)

|     |           |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の<br>見込み | 低学年 | 118   | 113   | 111   | 102   | 112   |
|     |           | 高学年 | 36    | 34    | 35    | 34    | 30    |
|     | 確保の内容     |     | 165   | 165   | 165   | 165   | 165   |
| 実績値 |           |     | 131   | 128   | 136   | 143   | 147   |

### ■子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位(人／年)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|     | 確保の内容 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 実績値 |       | 0     | 0     | 6     | 55    | ※6    |

※令和6年度は令和6年10月1日現在

### ■地域子育て支援拠点事業

単位(人回／月)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 1,086 | 1,006 | 960   | 938   | 917   |
|     | 確保の内容 | 1,086 | 1,006 | 960   | 938   | 917   |
| 実績値 |       | 1,038 | 602   | 1,106 | 1,372 |       |

### ■一時預かり事業

【幼稚園における一時預かり】

単位(人日／年)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 104   | 156   | 208   | 208   | 208   |
|     | 確保の内容 | 104   | 156   | 208   | 208   | 208   |
| 実績値 |       | 0     | 0     | 0     | 0     |       |

【その他の一時預かり】

単位(人日／年)

|           |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値       | 量の見込み | 340   | 341   | 333   | 336   | 319   |
|           | 確保の内容 | 340   | 341   | 333   | 336   | 319   |
| 実績値(保育所)  |       | 403   | 254   | 516   | 294   |       |
| 実績値(すみずみ) |       | 89    | 69    | 13    | 13    | ※14   |

※令和6年度は令和6年10月1日現在

■病児・病後児保育事業

単位(人日／年)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 179   | 180   | 176   | 177   | 168   |
|     | 確保の内容 | 179   | 180   | 176   | 177   | 168   |
| 実績値 |       | 67    | 107   | 83    | 143   | ※43   |

※令和6年度は令和6年10月1日現在

■ファミリー・サポート・センター事業(小学生児童のみ)

単位(人日／年)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|     | 確保の内容 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 実績値 |       | 0     | 0     | 0     | 0     |       |

■利用者支援事業

単位(か所)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
|     | 確保の内容 | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 実績値 |       | 1     | 1     | 1     | 1     |       |

1)こども家庭センター「kurumu」

単位(人日／年)

|     |       | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 計画値 | 量の見込み | 17,280 | 17,280 | 17,280 | 17,280 | 17,280 |
|     | 確保の内容 | 17,280 | 17,280 | 17,280 | 17,280 | 17,280 |
| 実績値 |       | 6,721  | 9,276  | 10,367 | 9,383  |        |

## ■健診事業

### 1)妊婦健診事業

単位(人回／年)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
|     | 確保の内容 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| 実績値 |       | 889   | 875   | 650   | 851   | ※362  |

※令和6年度は令和6年10月1日現在

### 2)産婦健診

単位(人回／年)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 180   | 180   | 180   | 180   | 180   |
|     | 確保の内容 | 180   | 180   | 180   | 180   | 180   |
| 実績値 |       | 116   | 123   | 83    | 111   | ※33   |

※令和6年度は令和6年10月1日現在

### 3)産後ケアサービス

単位(人回／年)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 192   | 192   | 192   | 192   | 192   |
|     | 確保の内容 | 192   | 192   | 192   | 192   | 192   |
| 実績値 |       | 181   | 193   | 176   | 183   | ※110  |

※令和6年度は令和6年10月1日現在

## ■乳児家庭全戸訪問事業

単位(人／年)

|     |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値 | 量の見込み | 77    | 81    | 80    | 78    | 75    |
|     | 確保の内容 | 90    | 90    | 90    | 90    | 90    |
| 実績値 |       | 69    | 78    | 58    | 67    | ※24   |

※令和6年度は令和6年10月1日現在

## ■養育支援訪問事業

児童福祉法の改正により令和6年度より内容を変更し、子育て世帯家庭訪問事業として実施している。

単位(人／年)

|           |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計画値       | 量の見込み | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
|           | 確保の内容 | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 実績値(活動日数) |       | 53    | 98    | 220   | 207   | 151   |

## 2 高浜町を取り巻く課題

### (1) 地域における子育て支援の充実

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流また交友機会の激減は、孤独・孤立を加速させ、子育て世代や子どもにも深刻な影響をもたらしました。

また、アンケート調査結果からは、妊娠中から子どもの誕生後にかけて約6割の方が悩みや不安を抱えている状況が見受けられます。妊娠期から産後にかけては、生活環境や身体またホルモンバランスの急激な変化により、不安や悩み、強いストレスを抱えやすい状況にあり、精神的に不安定になりやすくなります。そのような状況が深刻化すると産後うつやネグレクト等の虐待にもつながるリスクがあるため、早期に本人また周囲の見守りにより異変を察知し、相談や支援につながる体制の充実が求められます。

### (2) 就学後の支援の充実

全国的な動向として不登校児童生徒が増加傾向にあるとともに、SNS等を介して児童生徒がトラブルに巻き込まれるケースが全国的に多発しています。また、障がいのある児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒の増加に伴う支援ニーズの増加・多様化等、就学後の支援体制における課題が山積しています。

また、共働き家庭の増加に伴い、小学生児童数は減少傾向にある一方、学童保育を利用する児童の割合は増加傾向にあり、体制の充実が求められるほか、多様な放課後の居場所づくりに取り組むことが求められます。

### (3) 交流機会の充実と多様な居場所づくり

アンケート調査結果をみると、子育てに地域の支えが重要だと思う人の割合は就学前・小学生とともに約8割と非常に高くなっています。

また、今後希望する地域の人とのつながりについて、地域イベントの企画運営が就学前・小学生とともに約6割と高くなっており、日常的な見守りとともに、地域における交流等の機会の充実が求められます。

また、子育て支援の充実に期待していることについては、子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしいといった意見や安全な遊び場を増やしてほしいといった意見、親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしいといった意見が多くなっており、地域とも連携したイベント等の企画運営や、ボランティア等とも連携した親子の多様な居場所づくりの充実が求められます。

#### (4) 仕事と子育ての両立支援や子育て環境の整備

アンケート調査結果からみる育児休業の取得率が向上していることから、産後もキャリアを維持しながら子育てに励む女性が増えていることが見受けられるとともに、男性についても、以前に比べ男性の育児参加が進んでいる状況が見受けられます。

一方で、仕事と子育てを両立する上で、大変だと感じることについて、就学前児童の母親で約3割、父親で約2割が「子どもと接する時間が確保できない」と回答されており、仕事と家庭生活を両立させるに当たって、最も必要だと思う取り組みについては、就学前児童保護者の約2割が「育児のための時間短縮・フレックスタイムなど勤務時間の柔軟化」と回答されていることから、ワーク・ライフ・バランスの改善のニーズが高い状況がうかがえます。

女性のキャリアの維持と子育ての両立や、男性の家事や子育てへの一層の参画を図るためにも、企業とも連携し、男性を含めた育児休業の取得の促進に取り組み、それぞれの家庭が望むワーク・ライフ・バランスの実現を後押しすることが求められます。

#### (5) 親子が安全・安心に暮らせる体制の充実

高浜町で仕事と家庭生活を両立させるに当たって、最も必要だと思う取り組みについて、アンケート調査結果をみると、「出産費用の援助や児童手当、育児休業中の給付金及び扶養控除の増額など子育てのための経済的支援の拡充」が最も高くなっており、経済的支援のニーズの高さがうかがえます。

経済的支援について、特にひとり親世帯は経済的困難を抱えやすい状況となっており、実際に、ひとり親世帯の相対的貧困率は約5割にのぼります。ひとり親世帯が抱える様々な課題や困難に対応するため、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが重要です。

また、安心して暮らせるよう、地域や学校と連携しながら防災活動の充実を図るとともに、全国的に増加するSNSを通じたトラブル防止を含め、防犯対策の強化を進めることが重要です。

## （６）母子保健と親子の健康づくりの推進

妊婦や母子への支援の充実に向けて、不妊治療の保険適用や、産後ケア事業・妊婦等包括相談支援事業の創設など、国を挙げて法整備が進められています。本町においても、妊娠前の段階から妊娠のための健康管理を促す「プレコンセプションケア※」の視点を取り入れた健康指導や啓発に取り組むとともに、妊娠期から個々の不安や心配に寄り添う支援を行うなど、産前・産後から子育て期の支援体制の充実が求められます。

また、子どもの健康づくりに向けて、引き続き教育・保育施設や学校、また家庭と連携した基本的生活習慣の形成や食育、体力づくりの取り組みが求められます。

子どもの健康づくりを推進するに当たっては、子どもの健康の土台と基盤である保護者や子育て家庭の健康づくりの充実が必要であり、保健福祉課と連携した取り組みが必要です。

## （７）配慮や支援を必要とする家庭を支える体制の充実

障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子どもなど、配慮や支援を必要とする子どもや家庭は自ら助けを求められない場合も多く、教育・保育施設や学校、また地域と連携し、必要に応じて適切な支援につなげる体制の強化が求められます。

障がい児支援については、就学前から卒業後までライフステージにおいて切れ目のない支援が推進できるよう、こども家庭センター「kurumu」や、民間の療育機関・医療機関と、学校を含めた教育・保育施設との連携の一層の向上を図り、子どもが地域で安心して生活し、成長することができる体制の充実が求められます。また、外国にルーツを持つ子どもについては、指導員を中心に日本語指導が必要な児童生徒への学習・生活に係る補助や、保護者との相談・連絡等の補助を行い、学習・生活環境の安定に向けた支援の充実が求められます。

※プレコンセプションケア…妊娠前からのケアを意味し、若い世代(女性と夫・パートナー)が現在のからだの状態を把握し、将来の妊娠やからだの変化に備えて、自分たちの健康に向きあうこと。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1 目指すべきまちの将来像

#### (1) 将来像について

##### 将来像

「こどもまんなか」のまち たかはま

親が幸せに子育てできるまち たかはま

子育てを優しく支えるまち たかはま



※将来像の考え方は次の頁に記載しています。

## （２）将来像の考え方

前述の通り、国では令和5年4月に「こども家庭庁」の設立にあわせて、「こども基本法」が施行されました。その中では、以下のように6つの基本理念が示されています。

### 「こども基本法」の6つの基本理念



1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

本町では、これまで様々な分野で子どもや子育てに関する支援施策の充実に取り組んできました。また、令和5年4月には、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の推進また充実に向けて庁内に新たに「こども未来課」を創設しています。

しかしながら、第3章にてふれたように、子どもを取り巻く課題として、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による子どもまた子育て世帯の孤独・孤立の加速化や、近所とのつきあい・助けあいや交流機会の減少など、厳しい現状があるとともに、障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子どもを含めた支援ニーズの増加・多様化等、取り組むべき課題が多くある状況です。

このような状況の中、上記のこども基本法の施行もふまえ、親子が安心して幸せに暮らせる、また地域で子育て世帯を見守り支える、子どもが大切にされ、愛され、保護される「こどもまんなかのまち」の実現を目指し、計画の将来像を「こどもまんなかのまち たかはま 親が幸せに子育てできるまち たかはま 子育てを優しく支えるまち たかはま」と定めます。

## 2 基本的な視点

目指すべきまちの将来像をふまえ、次の3つを高浜町子ども・子育て支援事業計画における基本的な視点とし、総合的に施策を推進していきます。

### 子どもの視点



「こどもまんなかのまち」の実現を目指し、子どもの幸せを第一に考え、子どもがそれぞれの考えや個性を発揮でき、大人になって高浜町で「子どもを生み・育てたい」と思えるような取り組み、まちづくりを推進します。

### 親の視点



核家族化や女性の社会進出等の進行により、子育てをしながら不安や孤独を感じる親が増えている中、親が安心して子どもを生み・育てることができ、心から子育てを楽しむことができる環境の整備を推進します。

### 地域の視点



地域のつながりや支えあいが希薄化する中で「子どもは地域の宝」「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、社会全体が子育て家庭に目を向け、あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、子育て支援に関わっていける環境づくりを推進します。

## (1) 基本的な視点と評価指標

前項で掲げた3つの視点ごとに設けた指標項目について、それぞれの目標値を設定し、他計画との連携を図ります。目標値については、第2期計画の考え方(子どもの視点 5.0 ポイントUP、親の視点 100%、地域の視点 25%以上UP)を引き継ぎ、達成を目指します。

### 子どもの視点

「こどもまんなかのまち」の実現を目指し、子どもの幸せを第一に考え、子どもがそれぞれの考えや個性を発揮でき、大人になって高浜町で「子どもを生み・育てたい」と思えるような取り組み、まちづくりを推進します。

#### 目標値 5.0 ポイントUP

| 指標項目                                            | 対象者   | 実績値<br>(把握年)    | 目標値    | 次期評価年   | 把握できる調査<br>(担当課)           |
|-------------------------------------------------|-------|-----------------|--------|---------|----------------------------|
| 自分にはよいところがあると思うと答えた人(当てはまる・どちらかという当てはまる)の割合     | 小学6年生 | 86.3%<br>(令和2年) | 91.3%  | 令和 11 年 | 全国学力・学習<br>状況調査<br>(教育委員会) |
| 将来の夢や目標を持っていると答えた人<br>(当てはまる・どちらかという当てはまる)の割合   |       | 87.5%<br>(令和2年) | 92.5%  |         |                            |
| 自分が健康であると感じている人<br>(とても健康である・まあまあ健康であると答えた人)の割合 | 小学5年生 | 98.7%<br>(令和5年) | 100.0% | 令和 10 年 | 健康増進計画<br>(保健福祉課)          |
|                                                 | 中学2年生 | 97.4%<br>(令和5年) | 100.0% |         |                            |
| 高浜町への愛着度(好き・どちらかという好きと答えた方)の割合                  | 小学5年生 | 89.8%<br>(令和5年) | 94.8%  |         |                            |
|                                                 | 中学2年生 | 88.4%<br>(令和5年) | 93.4%  |         |                            |

### 親の視点

核家族化や女性の社会進出等の進行により、子育てをしながら不安や孤独を感じる親が増えている中、親が安心して子どもを生み・育てることができ、心から子育てを楽しむことができる環境の整備を推進します。

| 指標項目                                     | 対象者            | 実績値<br>(把握年)    | 目標値    | 次期評価年   | 把握できる調査<br>(担当課)                      |
|------------------------------------------|----------------|-----------------|--------|---------|---------------------------------------|
| 今後も高浜町で子育てしていきたい人<br>(感じる・どちらかというと思う)の割合 | 乳幼児健診<br>対象保護者 | 96.1%<br>(令和5年) | 100.0% | 令和 11 年 | 健やか親子評価の<br>ための必須<br>問診項目<br>(こども未来課) |
| 子育てに対して幸せを感じる人<br>(感じる・やや感じる)の割合         | 就学前児童<br>保護者   | 96.1%<br>(令和6年) |        |         | 子ども・子育て<br>支援事業計画<br>(こども未来課)         |
|                                          | 小学生児童<br>保護者   | 97.2%<br>(令和6年) |        |         |                                       |

## 地域の視点

地域のつながりや支えあい希薄化する中で「子どもは地域の宝」「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、社会全体が子育て家庭に目を向け、あらゆる人々が自分の知識と経験を活かしながら、子育て支援に関わっていける環境づくりを推進します。

目標値 25%以上UP

| 指標項目                                            |                                                   | 対象者            | 実績値             | 目標値   | 次期評価年 | 把握できる調査<br>(担当課) |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------|-----------------|-------|-------|------------------|
| 今後、子育てを通じて地域の人とつながり、子育て支援の輪を広げていくために取り組んでいきたいこと | 「地域の子どもや親子連れに対して、気軽にあいさつしたり声をかける」に取り組んでいきたいと答えた割合 | 18歳以上の町内居住者    | 65.3%<br>(令和元年) | 82.0% | 令和10年 | 総合計画<br>(総合政策課)  |
|                                                 | 「地域の子どもが危険なことや悪いことをした時に注意する」に取り組んでいきたいと答えた割合      |                | 49.9%<br>(令和元年) | 62.0% |       |                  |
|                                                 | 「地域の子育て家庭や子どもの話し相手・相談相手になる」に取り組んでいきたいと答えた割合       |                | 20.3%<br>(令和元年) | 25.4% |       |                  |
| 子育て支援活動(子ども会や見守り活動)に参加している割合                    | 「週2回以上」「週1回」「月1～3回」「年数回」と答えた割合の平均値                |                | 4.0%<br>(令和元年)  | 5.0%  |       |                  |
| 魅力ある職場づくりを進めるために、今後、力を入れていきたい取り組み               | 「子育てや家族の介護などへの支援」と答えた割合                           | 高浜町内に事業所を置く事業者 | 5.9%<br>(令和元年)  | 7.4%  |       | 総合計画<br>(総合政策課)  |

### 3 基本目標

基本的な視点をふまえ、第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画における目指すべきまちの将来像実現のために、次の4つの基本目標を設定し、取り組んでいきます。

#### (1) 基本目標 1 地域社会で子どもを育むまち

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により孤独・孤立が子どもや子育て家庭においても加速化し、核家族化や地域のつながりの希薄化から、子育て家庭の悩み・不安の増大、孤独・孤立の深刻化が懸念されます。

子育ては個人や家庭のみで行われるものではなく、社会全体で行うものとして捉え、地域と連携した見守り体制や子育てネットワークの充実を図るとともに、教育だけでなく子どもの健やかな成長にも重要な役割を持つ学校とも連携し、子どもや家族への相談体制の充実や、多様な体験機会の確保・提供を図ります。

#### (2) 基本目標 2 安心して子どもを育てられるまち

子育て家庭がそれぞれに希望する仕事と子育ての両立やライフプランの実現に向けて、特に3歳未満の保育の受け皿の拡大に取り組むとともに、多様なニーズに対応するための子育て支援サービスの充実を図ります。また、男性の育児参加を地域全体で後押しするため、地域全体で男性の育児休業制度の整備や、育児休業の取得を後押しし、男性が育児に参加しやすい環境の整備に努めます。

また、親子が安全・安心に生活し成長することができるよう、ひとり親世帯への支援をはじめとした経済的支援の充実を図るとともに、子どもを健全に育てるための環境整備や犯罪等の被害から守るための活動等を推進し、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

#### (3) 基本目標 3 親子が健やかに過ごせるまち

親子の健やかな成長を後押しできるよう、産前からの健康づくりや妊娠中の相談支援など、産前・産後から子育て期にかけての切れ目のない支援体制の充実を図ります。

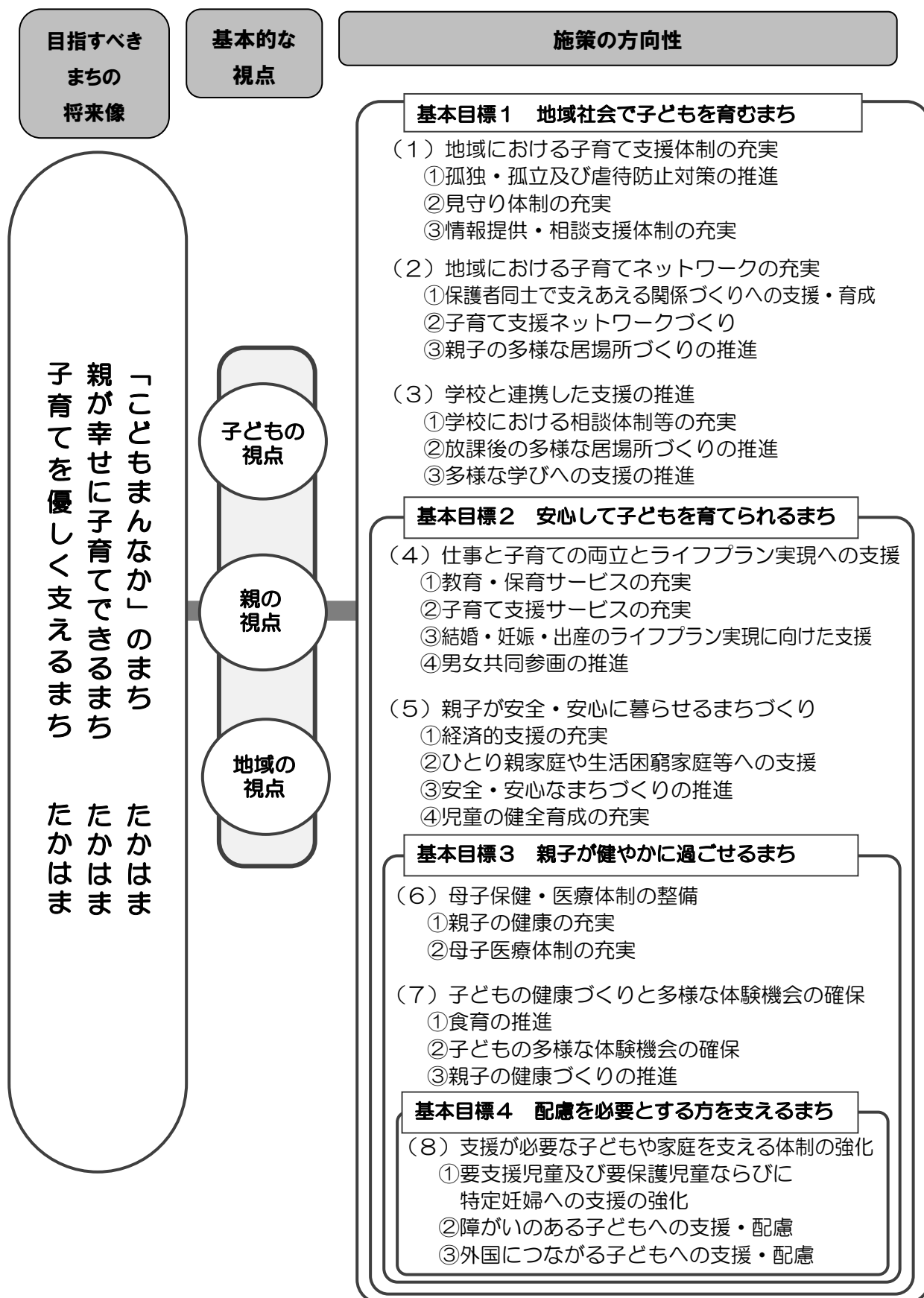
また、子どもの健康づくりに向けて、引き続き教育・保育施設や学校、また家庭と連携した基本的生活習慣の形成や食育、体力づくりに向けた取り組みの充実を図ります。

#### (4) 基本目標 4 配慮を必要とする方を支えるまち

障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子ども、また子育てに困難を抱えた保護者の支援体制の充実に向けて、学校を含めた教育・保育施設や地域との連携を強化し、本人また地域や施設の相談から適切に支援につなげるための体制の充実を図ります。

また、必要に応じて各種福祉サービスの提供や伴走型の相談等支援につなげるなど、生活の安定また子どもの健やかな成長に寄与する体制の充実を図ります。

## 4 計画の体系図



## 5 重点施策

本計画では、保護者のニーズや現状及び課題をふまえ、今後5年間の子育て支援施策をより効果的に展開していくため、次の4つの方向性に基づき、重点施策を位置づけ、計画期間内に取り組んでいきます。

### 重点1 子育て家庭を支えるネットワークの充実

子育て支援の総合的な拠点として、こども家庭センター「kurumu」等における情報提供やサービスの利用支援、子育てに関する様々な相談支援の機能の充実を図ることで、子育て家庭を支援します。また、親子や親同士、地域の人との交流機会を促進し、子育てに関する悩みや不安の軽減を図ります。

#### 【重点施策】

| 基本目標 | 施策の方向性 |   | 項目                       |
|------|--------|---|--------------------------|
| 1    | (2)    | ② | ◆親子・親同士・地域との交流機会の充実      |
| 2    | (4)    | ② | ◆こども家庭センター「kurumu」の機能の充実 |
| 3    | (6)    | ① | ◆育児不安解消のための支援            |
|      |        |   | ◆幸せに子育てをするための支援          |

### 重点2 教育・保育サービスの充実

保育所の充実及び認定こども園の充実を図るとともに、一時預かりをはじめとする教育・保育サービスにおける利用時間や実施か所等の検討を進めます。さらに、保育施設との連携、対応の強化を図りながら、保護者の多様な教育・保育ニーズに対応します。

#### 【重点施策】

| 基本目標 | 施策の方向性 |   | 項目              |
|------|--------|---|-----------------|
| 2    | (4)    | ① | ◆保育所及び認定こども園の充実 |
|      |        |   | ◆一時預かりの推進       |
|      |        |   | ◆町内事業所との連携      |

### 重点３ 子どもや親子の安全・安心な居場所づくり

交通道路や公共施設等、子どもや親子にやさしい生活環境を整備します。また、子どもや親子の安全・安心な遊び場・居場所の環境整備・創出を図るとともに、既存の公共施設の有効活用方法の検討等、子どもの遊び場・居場所の拡大を図ります。

子どもの放課後の過ごし方については、地域の多様な世代の人々とのつながりを生む取り組みを推進するなど、世代間交流につながる子どもの居場所づくりを進めていきます。

#### 【重点施策】

| 基本目標 | 施策の方向性 |   | 項目              |
|------|--------|---|-----------------|
| 1    | (2)    | ③ | ◆公園等の身近な遊び場の整備  |
|      | (3)    | ② | ◆放課後の子どもの居場所づくり |
| 2    | (5)    | ③ | ◆安心して外出できる環境の整備 |

### 重点４ 虐待のないまちづくりの推進

虐待に対する意識啓発や相談・防止体制の充実を図り、子どもに関わる人たちへの研修を行い、虐待の早期発見、支援の充実、そして虐待のないまちづくりを推進します。

#### 【重点施策】

| 基本目標 | 施策の方向性 |   | 項目                               |
|------|--------|---|----------------------------------|
| 1    | (1)    | ① | ◆こども家庭センター「kurumu」を核とした児童虐待防止の推進 |
|      |        |   | ◆虐待をしない、見逃さない社会づくり               |
| 4    | (8)    | ① | ◆一時保護等の措置解除後の子ども及び家庭への支援の充実      |

## 第5章 施策の展開

### 基本目標1 地域社会で子どもを育むまち

#### (1) 地域における子育て支援体制の充実

令和5年度に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化したこども家庭センター「kurumu」を設置し、切れ目のない体制で母子保健、子育て支援を進めてきました。しかし、核家族化の進行やライフスタイルの多様化、地域のつながりの希薄化等により、子育て世代が地域から孤立してしまう状況があります。今後はこども家庭センターを拠点とし、子育て世代にやさしい地域づくり、幸せに子育てできる地域づくりを推進します。

#### ①孤独・孤立及び虐待防止対策の推進

#### 重点 4

こども家庭センター「kurumu」を核とした児童虐待防止の推進

こども家庭センター「kurumu」を中心として児童虐待の防止に努めます。

##### 1. 虐待予防体制の構築

こども家庭センター「kurumu」に専門職(保健師、助産師、管理栄養士、保育士、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー、家庭相談員等)を配置し、妊産婦、子ども、家庭からの相談を受け止め、生まれる前からの切れ目のない一体的な支援を行う体制を構築し、児童虐待の防止に努めるとともに、児童虐待の早期発見・早期対応、発生時の迅速・的確な対応、継続支援等を適切に行う体制の充実に努めます。

##### 2. 虐待対応、相談、支援の強化

要支援児童及び要保護児童等への支援においては、児童虐待対応の専任化や心理職などの専門職の配置、またスーパーバイザーを置き適宜ケースの客観的な見立てと支援に関する助言等の機会を持ち、支援の充実に努めます。

##### 3. 地域との連携・ネットワーク強化

地域との連携や協働をより一層推進させ関係機関ネットワークのさらなる強化を図り、児童や子育て世帯の孤独・孤立防止に努めます。

【主管課】こども未来課

#### 重点 4

虐待をしない、見逃さない社会づくり

#### ◆児童虐待防止のための広報・啓蒙活動

児童虐待防止推進月間等を通し、社会全体が児童虐待問題に対する関心と理解を得ることができるよう広報・啓蒙活動を実施します。

【主管課】こども未来課

◆家庭教育に関する相談体制の充実

親の家庭教育に関する悩みに対応できるよう、地域子育て支援センター、保育所、認定こども園、学校等と連携を図り、こども家庭センター「kurumu」における相談体制の充実に努めます。

【主管課】こども未来課、教育委員会

②見守り体制の充実

◆防犯の取り組みの促進

防犯の取り組みとして、「子ども110番の家」に協力していただくご家庭と子どもたちの日頃からの関わりを促進します。

【主管課】教育委員会

◆防犯活動の推進

防犯隊の夜警、啓発活動により、防犯思想の普及徹底を図るとともに、少年の非行防止・犯罪の予防等の活動に対する支援を行い、防犯活動の推進に努めます。

【主管課】防災安全課

◆災害・防犯への徹底

保育所や認定こども園において、定期的な避難訓練の実施等、災害や防犯に対する安全面の配慮、危機管理を徹底していきます。

【主管課】こども未来課

③情報提供・相談支援体制の充実

◆子育て情報の充実

子育ての相談窓口や支援の内容の情報等、子育てに関わるすべての人に対して役立つ情報が行き届くよう、ホームページや広報誌の内容の充実、子育てアプリを活用したプッシュ型通知などの活用を図り、効果的な情報提供を行います。

【主管課】こども未来課、教育委員会

◆妊娠期からの切れ目のない相談支援の実施

こども家庭センターkurumuにおいて、保健師、助産師、管理栄養士が中心となり各種相談（母子保健機能）を行うとともに、保育士、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー、家庭相談員等による子ども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に受け付け、妊娠期からの切れ目のない相談支援に取り組みます。

【主管課】こども未来課

◆家庭教育に関する相談体制の充実

親の家庭教育に関する悩みに対応できるよう、地域子育て支援センター、保育所、認定こども園、学校等と連携を図り、こども家庭センター「kurumu」における相談体制の充実に努めます。

【主管課】こども未来課、教育委員会

## (2) 地域における子育てネットワークの充実

地域全体で子育てを支えていくため、子育て支援に関わる関係機関が連携を図るとともに、地域が子育てについて関心を持てるよう、情報発信を行います。また親子の交流や地域の交流等を通じ、一人で子育てを行うのではなく、地域全体で支えられていると感じられるよう、仲間づくりのネットワークの構築を進めます。

### ①保護者同士で支えあえる関係づくりへの支援・育成

#### ◆保護者同士で支えあえる関係づくりへの支援

保護者の育児不安の解消や育児力の向上を図るため、妊娠・出産・育児の相談や妊産婦同士でおしゃべりやストレッチなどを行う「スマイルマルシェ」等において、親同士がつながれる機会を設け、親同士の支えあえる関係づくりを支援します。また、こども家庭センター「kurumu」において育児サークルやボランティアが自立した活動ができるよう、運営・活動の支援を図ります。

【主管課】こども未来課

#### ◆子育て支援を担う人材の育成

母子保健事業等の際、託児を行うボランティアや養育支援家庭訪問事業の支援員等、地域子育て支援を担う人材の確保を図るため、子育て支援に関する情報提供や研修を広く行います。

【主管課】こども未来課

### ②子育て支援ネットワークづくり

#### ◆地域全体の子育て意識の向上

地域の住民とも、子育て世代の現状や課題を共有する機会を設け、「地域全体で子育てを支える」という意識の向上を図ります。

【主管課】こども未来課

#### ◆子育て支援ネットワークの構築

児童の健全育成事業に関わるすべての関係機関と連携を図り、情報共有やそれぞれの機関の役割を明確にし、子育てに関する様々な問題の解決を図ります。

【主管課】こども未来課



#### 親子・親同士・地域との交流機会の充実

親子や親同士が気軽に集まり、交流を図ることができる機会を提供します。また、親子で参加できる地域の自主的な交流行事への支援や、世代間交流イベント等の実施を通じて、親子と地域の交流機会の促進を図ります。

【主管課】こども未来課、教育委員会

#### ◆就学前から小学校への円滑なつながりの確保

就学前から小学校への円滑な接続を目指し、保育士と小学校教諭の合同研修や情報交換等を実施します。

また福井県が平成 26 年度に策定した、5歳児から小学校1年生の2年間に焦点を当てた「学びに向かう力」の育成を目指す「福井県保幼小接続カリキュラム」を活用し、それぞれの保育所・認定こども園と小学校がともに交流・連携活動について検討及び実践するためのしくみを構築します。今後開始予定の5歳児健診事業をこども未来課と教育委員会が協働で実施し就学前から円滑な移行支援体制の充実を図ります。

【主管課】こども未来課、教育委員会

### ③親子の多様な居場所づくりの推進

#### 重点 3

#### 公園等の身近な遊び場の整備

公園等の維持管理や定期的な遊具の点検、周辺の外灯の設置等を実施し、子どもや親子が安全・安心に過ごせる居場所の確保を図ります。

また「高浜町コンパクトシティ構想」のもと、子どもや親子が安全・安心に過ごすことができる居場所の創出を図るとともに、既存の公共施設等を有効活用できるよう、適切な利用方法の周知を図るなど、子どもたちがお互いに安全に利用することができるしくみづくりを推進します。

【主管課】関係各課

#### ◆子育てにやさしい公共施設の整備

公共施設を子ども連れで利用しやすいよう、バリアフリー化に努め、ベビールームや授乳スペースの設置等、施設整備の充実を図ります。

【主管課】建設整備課

#### ◆学校施設の活用

学校の空き教室での学童保育(放課後児童クラブ)の実施や、グラウンド・体育館でのスポーツ少年団活動等、地域における身近な学校施設を有効活用した子どもの居場所づくりを推進します。

【主管課】教育委員会

#### ◆児童館・児童センターの活用

主に小学生の放課後や休日の居場所として活用を図りながら、施設の老朽化や安全な遊び場、居場所の確保等様々な課題があることから、敷地の拡張性や地域内の他の公共スペースと連携を検討し、地域交流の場となるよう計画的に移行、再整備を進めます。

【主管課】建設整備課、住民生活課、こども未来課

### (3) 学校と連携した支援の推進

#### ①学校における相談体制等の充実

##### ◆子ども悩み相談の充実

いじめや不登校等の悩みを抱える児童・生徒に対して、学校に配置されている相談員や教員が情報共有を密に行うとともに、積極的にコミュニケーションを取ることで相互理解を深め、不登校対策等の協働体制を構築します。

また、心の専門家であるスクールカウンセラーや保護者支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒や保護者の様々な悩みに対し、専門的な知識によって、より丁寧な対応を実践していきます。

【主管課】教育委員会

##### ◆SOSの出し方に関する教育の充実

児童生徒の相談から、児童生徒が抱える困りごとや悩みを把握し、必要に応じて専門機関等とも連携しながら悩み等の早期解決につなげることができるよう、学校においてSOSの出し方に関する教育を推進します。

【主管課】教育委員会

#### ②放課後の多様な居場所づくりの推進



##### 放課後の子どもの居場所づくり

放課後の子どもの居場所づくりのため、学童保育(放課後児童クラブ)の実施体制の充実を図るとともに、国の「放課後児童対策パッケージ※」に基づいた取り組みを展開します。

また、公園の整備を進めるとともに、公民館との連携により、世代間交流の実施等地域とのつながりを意識した取り組みを進めます。

【主管課】こども未来課、教育委員会

##### ◆子ども食堂の充実

地域の子どもたちや保護者が異世代交流のできる場として、地域コミュニティの拠点となる子どもの居場所づくりの充実を図ります。子ども食堂を実施する関係機関に補助金等の支援を行います。

【主管課】こども未来課

##### ◆学童保育(放課後児童クラブ)の充実

「待機児童なし」を維持するとともに、特別な支援が必要な児童等のニーズに対応できるよう学童保育の充実を図ります。

【主管課】教育委員会

※放課後児童対策パッケージ…放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省において予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策としてとりまとめられたもの。

### ③多様な学びへの支援の推進

#### ◆子どもの権利条約の普及活動

子どもの権利条約を周知させるため、普及啓発活動に取り組みます。

【主管課】こども未来課、住民生活課、教育委員会

#### ◆子どもの人権に関する意識啓発

子どもの人権を守るため、各種行事や広報等を通じ、住民の意識向上に努めます。

【主管課】こども未来課、住民生活課、教育委員会

#### ◆人権教育の推進

人権教育を充実させるとともに、人権に関する講演会の開催や人権作品コンクールへの出品等あらゆる機会における啓発活動を行い、子どもたちの人権意識の向上を図ります。

【主管課】住民生活課、教育委員会

## 基本目標２ 安心して子どもを育てられるまち

### （４）仕事と子育ての両立とライフプラン実現への支援

就労形態の多様化や女性の社会進出が進む中、仕事と子育ての両立は、重要な課題となっています。一時的に保育を必要とする人を含むすべての人が、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育サービスの提供・充実を図ります。

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)がとれる多様な働き方を選択できるよう、社会全体に対する男女共同参画への理解の浸透や、育児・介護休業法等の制度の普及・定着への働きかけに努めます。

#### ①教育・保育サービスの充実

**重点  
2**

##### 保育所及び認定こども園の充実

保育所への柔軟な受け入れ、入所需要に応じた定員の見直し、保育ニーズに対応した施設整備等、保育所及び認定こども園の充実に努めます。

【主管課】こども未来課

#### ◆保育形態・保育内容の充実

へき地における保育ニーズに対応するため、保育形態等について検討を行います。

【主管課】こども未来課

#### ◆時間外保育の推進

時間外保育を実施する保育所や、長時間保育の時間の見直しを図り、時間外保育の充実を図ります。

【主管課】こども未来課

### 重点 2

#### 一時預かりの推進

保育施設との連携や民間の一時預かり施設への補助等の支援を行うとともに、無料チケットの配布を行うなど、引き続き、一時預かりの充実を図ります。また、就労状況に関係なく一定時間保育が利用できる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について、令和8年度から円滑に実施できるよう、保育所・認定こども園等と連携した協議及び実施準備を進めます。

【主管課】こども未来課

#### ◆成長に応じた教育・保育の充実

児童一人ひとりの成長・発達に応じた教育・保育の充実を図るため、保育士や保育教諭の研修を実施します。

【主管課】こども未来課

#### ◆病児・病後児保育の充実

主に保育所・認定こども園等に通所している子どもが病気になった場合、保護者の代わりに適切な保育看護を行う病児・病後児保育を実施しています。引き続き、利便性の充実を図るとともに小学生の利用体制についても強化していきます。

【主管課】こども未来課

### 重点 2

#### 町内事業所との連携

事業所との連携による保育サービスの充実を図り、多様化する保育ニーズへの適切な支援を図ります。

#### ②子育て支援サービスの充実

### 重点 1

#### こども家庭センター「kurumu」の機能の充実

行政や事業所等の子育て支援サービスを一元的に把握し、情報提供やサービスの利用・相談支援等の子育て支援の総合的な拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供していきます。また、こども家庭センター「kurumu」についての周知を行い、利用促進を図ります。

【主管課】こども未来課

◆親自身のセルフケア能力を維持向上させるための支援の充実

こども家庭センター「kurumu」において、妊娠期から子育て期にわたり、親が子どもを育てる力を育み、その力が最大限に発揮できるよう子育てに関する講座や相談、情報提供等を行います。

【主管課】こども未来課

◆多様な主体との連携による子育て支援サービスの充実

高浜キッズこども園内にある地域子育て支援センターやボランティア・NPO等の多様な主体が行う子育て支援事業や活動との連携を図り、子育て支援サービスの充実を図ります。また、NPO設立に関する情報提供等を行い、多様な主体が子育て支援サービスに参入できる体制づくりを推進します。

【主管課】こども未来課

◆主任児童委員、民生委員・児童委員活動との連携

あいさつ運動や見守り活動、保育所や児童センターへの訪問等の主任児童委員、民生委員・児童委員活動との連携を図り、地域における子育て支援体制の充実を図ります。

【主管課】こども未来課

◆子育てにおける他の組織との連携

社会福祉協議会、シルバー人材センター、婦人福祉協議会、観光協会、旅館や民宿など、これまで子育てに関することで連携したことのない組織とも、事業の実施を通し、子育て世代の現状や課題を共有し、地域における支援体制の充実を図ります。

【主管課】こども未来課

◆全庁的な取り組みの推進

親が幸せに子育てできるまちとしていくため、関係各課が効果的に連携し、サービスと環境づくりの充実に努めます。

【主管課】総合政策課、こども未来課

◆産後ケア事業の拡充

旅館や民宿など地域資源を活用した産後ケアデイサービスを継続し、母乳相談、乳房ケア、育児相談を行うほか、入浴、沐浴、お母さん同士の昼食や交流等、産後の心身の負担の軽減に努めます。デイサービスだけでなく、宿泊やアウトリーチなどの拡充に努めます。

【主管課】こども未来課

### ③結婚・妊娠・出産のライフプラン実現に向けた支援

#### ◆子育てについての知識の習得

小学生に対しては、授業の一環である「命の学習」への協力、中学生に対しては、探究活動、職業調べや職場体験を積極的に受け入れることを引き続き行います。また、小中高生に対し、まちの子育て支援サービス・事業についての情報・健全な妊娠・出産に関する情報提供を行い、若年層からの子育てに関する知識の習得の支援や幸せに子育てできるまちを目指す地域づくりについて周知啓発を行います。

【主管課】こども未来課、教育委員会

#### ◆家庭教育に関する学習機会の創出

家庭教育講演会の実施等、親が子どもを健やかに育てる知識や、家庭教育における重要性を学ぶことができる機会の創出を推進します。

【主管課】教育委員会

#### ◆不妊治療費助成

不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減と治療を受ける機会の増加を図ります。

【主管課】こども未来課

#### ◆結婚への支援

地域における若者の出会いや交流の場の提供、結婚に関する相談窓口を関係団体等と連携して設けるなど、結婚のための支援を行います。また、本町に定住を決めた新婚夫婦に対して結婚をお祝いするとともに、経済的な支援を図るためにお祝い金を支給します。

【主管課】総合政策課

### ④男女共同参画の推進

#### ◆男女共同参画の意識啓発

男女共同参画に関する講演会や広報誌・パネル展等による広報等を通じて、社会全体における固定的な性別役割分担意識を改め、男女がともに協力しあえるよう意識啓発を行います。

【主管課】住民生活課

#### ◆働き方の見直しについての意識啓発

国において、産後パパ育休(出生時育児休業)の創設及び、男性の育児休業等の取得率または育児休業等及び育児目的休暇の取得率の公表の義務づけ等、各種法整備が進められています。本町においても、町内事業所と連携し、講演会の開催、男性の育児休業制度の整備及び育児休業の取得を後押しし、男性が育児に参加しやすい環境の整備を推進します。

【主管課】産業振興課、こども未来課

◆イクボスに関する取り組みの推進

全国運動であるイクボス(仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努める管理職、リーダー)の普及について、積極的に取り組みながら、事業者へのセミナーや合同宣言等の実施により、その裾野を広げることに努めます。

【主管課】総合政策課、産業振興課

## (5) 親子が安全・安心に暮らせるまちづくり

公園等の整備や既存施設の有効活用を通じて、子どもの安全な遊び場・居場所の確保を行うとともに、子育て家庭にやさしい環境の整備を行います。

また、子どもたちを交通事故や犯罪・災害から守るための取り組みや、近年全国的に家庭の経済的困窮による子どもの貧困が課題となっており、子育てに関する経済的支援の充実に努めることで、安心して子育てできるまちづくりを推進します。

### ①経済的支援の充実

◆経済的支援制度等の周知

両親の離婚等の様々な理由により、生活が困窮した子育て家庭に対し、関係機関より経済的支援制度についての周知を図ります。また、深刻な家庭においては個別による対応を行い、制度の利用促進を図ります。

【主管課】保健福祉課

◆子ども医療費の無料化

18 歳までの子どもの医療費を助成し、保護者の経済的負担を軽減することで、適正な医療を確保し、子どもの健康増進を図ります。

【主管課】こども未来課

◆給食費・教材費の無料化

小中学生の給食費・教材費を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。

【主管課】教育委員会

◆3歳～5歳の主食費・副食費の無料化・負担軽減

町内に在住し、保育所、幼稚園及び認定こども園を利用されている3歳から5歳児の主食費・副食費(給食費)を無償化、負担軽減し、保護者の経済的負担を軽減します。

【主管課】こども未来課

◆入学・新生活スタート応援給付金の支給

小学校・中学校の入学時や中学校の卒業時など、新生活で必要となる費用の一部を給付します。

【主管課】教育委員会

◆手当の支給

次世代の社会を担うすべての子どもの成長及び発達に資するため、児童手当や児童扶養手当等各種手当の適切な支給を実施します。

【主管課】こども未来課

◆要保護・準要保護児童・生徒の援助

経済的理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、義務教育にかかる経費の一部を援助します。

【主管課】教育委員会

②ひとり親家庭や生活困窮家庭等への支援

◆相談・支援活動の充実

ひとり親家庭に対して、町内の母子寡婦連合会等との連携を図り、県や母子家庭等就業・自立支援センター等の就業支援制度を紹介するなど、ひとり親家庭の生活一般及び自立生活に必要な相談・情報提供の充実に努めます。

【主管課】こども未来課

③安全・安心なまちづくりの推進

**重点  
3**

安心して外出できる環境の整備

子どもや子ども連れの親が安心して外出できるよう、安全な道路の維持・整備を図るとともに、カーブミラーや外灯の点検・設置の推進を図ります。

特に、通学路等子どもたちが多く通行する場所については、スクールゾーンとして子どもと住民がともに安全を意識することができるよう整備を進めます。

【主管課】防災安全課、建設整備課、教育委員会

◆交通事故防止対策の推進

子どもを交通事故から守るため、保育所・認定こども園や学校、関係機関等との連携のもと、交通指導員による交通安全教室の実施や反射材の配布等の啓発活動を実施し、交通事故防止対策を推進します。

【主管課】防災安全課

◆保育所・認定こども園の安全への配慮

保育所・認定こども園における老朽化した遊具・施設の点検整備を行い、安全な保育環境の改善に努めます。

【主管課】こども未来課

#### ④児童の健全育成の充実

##### ◆生涯学習推進体制の充実

子どもたちの好奇心や教養を高める機会や世代間交流の機会として、地域の公民館等で開催される生涯学習講座について、地域と学校との連携による充実を図ります。

【主管課】教育委員会

##### ◆スポーツ・レクリエーション活動の推進

スポーツ少年団等の幅広いスポーツ活動の展開とともに、海洋レクリエーション教室等の地域資源を活かしたレクリエーション活動を推進し、心身ともに健全な育成を図ります。

【主管課】教育委員会

##### ◆郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実

歴史遺産を活用した学校の課外授業の実施や企画展の開催等、高浜町における郷土の歴史や文化財とふれあう機会の充実を通じて、子どもたちの郷土への誇りと愛着の醸成を図ります。

【主管課】教育委員会

##### ◆青少年の健全育成の充実

地域における青少年関係団体の連携のもと、「ふれあい広場」のような世代間交流イベント等の実施を通じ、親子と地域の交流機会の促進を図り、子どもたちを地域で見守り、地域で育てる気運の醸成を図ります。また、子どもをはじめ、保護者、地域住民の「あいさつ」や「交通安全」等のマナーに関する意識の向上を目指し、交通安全推進員による教室の実施や街頭活動を展開するなど、意識啓発に関する取り組みを推進します。

【主管課】教育委員会、防災安全課

##### ◆図書館の充実

親子の読書活動を推進するため、図書館ボランティアによる紙芝居や絵本の読み聞かせ、小学校の学級文庫への図書の貸出等を通じて、図書館利用の促進を図ります。

【主管課】教育委員会

##### ◆少年非行防止活動への支援

青少年愛護センターを中心とした補導活動を実施します。また、青少年の非行防止のため関係機関の情報共有を図ります。

【主管課】教育委員会

##### ◆子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年の安全・安心な生活環境を確保するため、青少年が陥りやすいインターネット関係の問題について、予防対策講座等を実施します。また、不適切な性や暴力等を含む有害図書等については、町内事業所との連携を図り、調査・指導を行います。

【主管課】教育委員会

◆喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発

小中高生やその保護者に対し、未成年者の喫煙・飲酒・薬物の健康への影響について、専門家による研修の実施等を通じ、正しい知識の啓発に努めます。また、町内事業所との連携を図り、未成年者へのたばこ・酒類の販売禁止に取り組みます。

【主管課】保健福祉課、こども未来課、教育委員会

## 基本目標３ 親子が健やかに過ごせるまち

### （６）母子保健・医療体制の整備

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、子どもの健康のみならず、その保護者も健康であることが重要です。妊娠期、出産期、新生児期、乳幼児期及び学童期を通じて切れ目なく親子の健康が確保されるよう、母子保健・医療体制の整備を推進していきます。

#### ①親子の健康の充実

◆自主的な健康づくりの啓発

疾病の予防・早期発見、緊急時の対処法や事故防止等の知識について、健康診査、育児相談、家庭訪問等の様々な機会における情報提供を行います。また、緊急時の対処法について、学ぶことができる講座の開催等の意識啓発を図ります。

【主管課】こども未来課

◆健康支援の徹底

必要な時に必要な支援が受けられるよう、健康診査、健康相談、家庭訪問等、母子の健康支援を実施します。また、取り組み評価の反映や関係職種との連携を図り、支援の内容と質の充実を図ります。

【主管課】こども未来課

◆次世代の健康づくりの推進

「たかはま健康チャレンジプラン」のもと設定された「健康づくり 10 か条」に基づき、妊娠期から18歳までの子どもの発達段階に応じた取り組みと子育て世帯に対しての取り組みを進めます。

【主管課】こども未来課

**重点  
1****育児不安解消のための支援**

妊娠期から乳幼児期への継続した相談体制や情報提供の充実、保護者同士の交流の場を設けるなど、関係機関との連携を図りながら、保護者の育児不安解消に向けた支援を行います。

とりわけ妊娠期は、今後の子育てに向けて、親になる準備を行う重要な時期であることから、「伴走型支援」等を通し、夫婦で妊娠・出産・子育てについて考え話しあえる家族を含めた支援を進めます。また、保護者が慣れない育児や環境の変化で心身の負担が高まる産後は、「産後ケア」等を通し、相談支援体制を強化し、母親を癒すことで子育てのスタートに喜びを感じられるよう支援します。

幼児期では、こども家庭センター「kurumu」での各専門職による子育て相談及び相談体制の充実と合わせて、保育カウンセラー事業、発達相談事業などでこどもの成長に伴う保護者の不安に寄り添い、不安の解消や解決に向けて支援を行います。学齢期以降は、相談窓口の充実と関係機関との連携強化を図っていきます。

来所相談、面接相談以外にもICTを活用し、夜間や休日にも対応できる相談体制を整えます。

【主管課】こども未来課

**重点  
1****幸せに子育てをするための支援**

専門的な相談支援に加え、公民館等において育児経験者と育児中の親が話せる場を設けるなど、地域の支援によって保護者が精神的にゆとりのある子育てを行えるよう支援します。また、保護者のストレスが高まる時期には、リフレッシュしたり、自分の時間が確保できるよう啓発し、一時預かり保育を積極的に利用できるよう支援します。

【主管課】こども未来課

**◆安全で快適な妊娠・出産への支援**

安全で安心な出産ができるよう、専門職の面接や家庭訪問等によりリスクの早期把握に努め、早期支援につなげます。また、妊娠判定の初回受診を含め、妊婦健診費用の全額助成、妊娠期の入院を除く保険診療分の助成を実施し、保護者の経済的負担を軽減します。

【主管課】こども未来課

**◆産婦に対する支援**

産婦健診費用の助成を実施し、医療機関との連携により、サポートの必要な母親の早期把握に努め、早期支援につなげます。また、乳房ケア費用の助成を実施し、早期に専門の機関につなげ授乳によるトラブルを軽減します。

【主管課】こども未来課

## ②母子医療体制の充実

### ◆母子医療サービスの充実

気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システムを活用し、町内や近隣市町の医療機関と連携を図り、支援の必要な母子を適切に把握し、切れ目のない支援ができるよう、体制の整備・充実を図ります。

【主管課】こども未来課

### ◆感染症の予防

保護者への予防接種に関する正しい知識の普及に努め、接種を受けやすい環境づくりを推進します。

【主管課】こども未来課

## (7) 子どもの健康づくりと多様な体験機会の確保

教育・保育施設や学校における健康づくりは、次世代の健康づくりとして極めて重要です。町内の子どもに関する機関で構成する「子どもの健康づくり検討委員会」において情報・意識共有を図り「健康づくり 10 か条」を推進していきます。また子どもの健康づくりを通じ、保護者や家族へ健康づくりを波及させていきます。

## ①食育の推進

### ◆食に関する指導・支援の充実

健康診査や育児相談等を通じて、乳幼児期からの望ましい食習慣の理解・定着に努めます。

また、家庭の食習慣については、親子や次世代の親を対象とした食育教室等の実施を通じ、家族ぐるみの食に関する健康づくりを推進します。さらに、「たかはま健康チャレンジプラン」のもと設定された「子どもの健康づくり検討部会」での活動を通じ、地域ぐるみの継続的な取り組みを推進します。

【主管課】こども未来課

### ◆保育所、認定こども園・学校給食における食育の推進

行事食や郷土料理、地場産食材を取り入れた保育・学校給食の充実を図り、児童・生徒における食育を推進するとともに、保護者に対する食への理解を深め、家庭における食育の推進を図ります。

【主管課】こども未来課、教育委員会

### ◆保健・教育等の連携の活性化

地元食材納入者や生産者等の様々な関係機関との連携を図り、食育活動の充実を図ります。また、保育所、小学校、家庭等が連携を図り、食物アレルギーの問題等、子どもの成長・発達段階にあわせた食事のメニューを提供します。

【主管課】こども未来課、教育委員会

◆食に関する学習機会の充実

学校や保育所、認定こども園における授業や活動において、高浜町の特産品や産業を活かした収穫・加工体験等の食育に関する取り組みの充実を図ります。

【主管課】こども未来課、産業振興課

②子どもの多様な体験機会の確保

◆学習環境の充実

小中学校におけるICT機器を活用した授業や課外活動の実施等、社会状況に応じた学習環境の充実を図ります。

【主管課】教育委員会

◆乳幼児とふれあう場づくりの推進

学校や地域、関係機関等の連携により、小中高生と妊婦・産婦・乳幼児とのふれあいの場を提供し、子どもたちの生命の大切さや、父性・母性を養う機会の充実を図ります。

【主管課】こども未来課、教育委員会

◆心を育む教育の推進

乳幼児期からの絵本の読み聞かせやブックスタート事業等、親子の読書活動やふれあい遊び等の機会創出の推進を通じ、親子のつながりを深めます。

【主管課】こども未来課、教育委員会

③親子の健康づくりの推進

◆健康なからだづくりに関する学習機会の充実

学校や保育所・認定こども園と連携し、授業や活動の機会を捉えながら、学校医や保育所医・園医、保健師、管理栄養士による健康なからだづくりに関する取り組みの充実を図ります。

【主管課】こども未来課、教育委員会

◆次世代の健康づくりの推進

「たかはま健康チャレンジプラン」のもと設定された「健康づくり 10 か条」に基づき、妊娠期から中学生までの子どもの発達段階に応じた取り組みを進めます。

【主管課】こども未来課

## 基本目標4 配慮を必要とする方を支えるまち

### (8) 支援が必要な子どもや家庭を支える体制の強化

高浜町では、児童虐待やいじめ等の問題に対する予防や早期発見・対応に向けて、社会全体の意識啓発や関係機関の連携による継続的な支援体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭への自立支援や障がいのある子どもへの支援等、きめ細やかな支援体制を整備します。

#### ①要支援児童及び要保護児童ならびに特定妊婦への支援の強化

**重点  
4**

##### 一時保護等の措置解除後の子ども及び家庭への支援の充実

児童相談所が一時保護または施設入所等の措置を解除した後の子どもが地域で安定した生活が送れるよう、児童相談所と解除前の早い段階から、関係機関を交えて家庭復帰について協議を行い、解除後は定期的な訪問や相談を受けるなどアフターケアを行います。また、非行相談や里親、養子縁組等の制度の活用については、警察をはじめ関係機関と連携しながら、子どもとその保護者が地域において生活を続けられるよう支援します。

【主管課】こども未来課、教育委員会

##### ◆家庭・学校・地域・関係機関との連携

青少年問題協議会の定期的な開催等により、家庭・学校だけではなく地域・関係機関との連携を図り、青少年を取り巻く問題に対して、総合的な対応を行います。

【主管課】教育委員会

#### ②障がいのある子どもへの支援・配慮

##### ◆相談体制の充実

こども家庭センター「kurumu」や児童発達支援事業所、障がい児相談支援事業所等による相談対応等、発達の遅れや障がいのある子どもの保護者にとって、身近な相談窓口の充実を図ります。

【主管課】こども未来課

##### ◆専門職員の確保

保護者の安心や、子どもの言動の理解と個々にあわせた対応につなげるため、言語聴覚士や発達相談員、臨床心理士等の専門職の確保に努めます。

【主管課】こども未来課、教育委員会

##### ◆関係機関との調整

発達支援や就学支援等に対して、関係機関や保護者との連携体制の充実を図るとともに、スムーズな連絡調整のしくみづくりを推進します。

【主管課】こども未来課、教育委員会

#### ◆連携体制の確立

困難事例におけるケース検討については、若狭地区障害児・者自立支援協議会による協議を行うなど、広域的な連携体制の充実を図ります。

【主管課】こども未来課

#### ◆障がい児保育・教育の推進

障がいのある子どもが身近な地域で、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育・教育が受けられるよう、受け入れ態勢の整備や研修等による職員の専門性の向上、加配職員・支援員の配置等、保育・教育の充実を図ります。

また、特別支援教育については、個別の支援計画に基づき、就学前から小中学校卒業までの一貫した支援体制の整備に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を定期的に開催し、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の支援方法等の検討を行います。

【主管課】こども未来課、教育委員会

#### ◆療育体制の充実

障がいのある子どもが、保育所・認定こども園や学校等において集団生活をともに送ることができるよう、就学前より、相談・療育指導・各種専門療法・リハビリテーション等のサービスが利用できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービス等の療育提供体制の充実を図ります。

【主管課】こども未来課

#### ◆障がい児施策の推進

「高浜町障害児福祉計画」に基づき、一人ひとりに応じたきめ細かな相談体制の充実や障がい児保育及び特別支援教育等の充実を図ります。

【主管課】こども未来課

#### ◆医療的ケア児とその家族への支援体制の充実

人工呼吸器を装着している障がい児等(以下「医療的ケア児等」という。)が、地域で安心して暮らしていくことができるように、医療的ケア児等の支援に携わる保健・医療・福祉・教育・子育て等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置し、地域全体で医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討を行います。

また、令和5年度より各種サービスの紹介や各関係機関との連携等を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。在宅生活における医療的ケア児等とその家族への支援体制の充実を図ります。

【主管課】こども未来課

### ③外国につながる子どもへの支援・配慮

#### ◆外国につながる子ども等への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人児童、両親が国際結婚の子どもなどに対して、適切な支援・配慮を行います。

【主管課】こども未来課、教育委員会

## 第6章 事業量の確保及び確保方策について

### 1 事業量の確保及び確保方策についての基本的な考え

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

高浜町においては、1か所で全町的な利用ニーズに対応している事業等も多く、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全町)と設定しつつ、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の整備に努めます。

#### (2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育を必要とする子どもが認可外保育施設や幼稚園及び認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育、一時預かり事業等を利用する場合に、利用料の一部を助成する、子育てのための施設等利用給付が新たに始まりました。保護者が安心して保育施設等を利用できるよう円滑な実施に努めます。

## 2 子どもの人口の推計

令和2年～令和6年(各年3月末時点)の男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法により人口推計を行った結果は、次の通りとなっています。

■年齢別子どもの人口推計

単位(人)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳     | 48    | 47    | 46    | 45     | 44     |
| 1歳     | 46    | 46    | 45    | 44     | 45     |
| 2歳     | 50    | 46    | 47    | 46     | 45     |
| 3歳     | 63    | 48    | 44    | 45     | 44     |
| 4歳     | 68    | 59    | 45    | 42     | 43     |
| 5歳     | 68    | 67    | 59    | 45     | 41     |
| 就学前児童計 | 343   | 313   | 286   | 267    | 262    |
| 6歳     | 65    | 67    | 65    | 58     | 45     |
| 7歳     | 83    | 64    | 66    | 63     | 57     |
| 8歳     | 62    | 82    | 62    | 65     | 62     |
| 9歳     | 78    | 62    | 83    | 63     | 66     |
| 10歳    | 71    | 81    | 65    | 86     | 65     |
| 11歳    | 80    | 73    | 85    | 66     | 89     |
| 小学生計   | 439   | 429   | 426   | 401    | 384    |
| 総計     | 782   | 742   | 712   | 668    | 646    |

資料:高浜町人口シミュレーション 中位総人口

### 3 教育・保育の量の見込み・確保方策

幼稚園や保育所等の教育・保育については、子ども・子育て支援法に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて次の3区分にそれぞれ認定し、実施することとなります。

#### ■認定区分と提供施設

|                                                                                                                      | 0～2歳                                                                                                            | 3歳以上                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●専業主婦(夫)</li> <li>●両親共働き(両親またはいずれかの就労時間が月 48 時間未満)</li> <li>●両親共無業</li> </ul> |                                                                                                                 | <b>1号認定</b><br>(小学校就学前の子どもであつて、2号認定子ども以外の者)<br><br>幼稚園、認定こども園<br><b>【第 19 条第1項第1号】</b>                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭</li> <li>●両親共働き(両親ともに就労時間が月 48 時間以上)</li> </ul>                       | <b>3号認定</b><br>(小学校就学前の子どもであつて、家庭において必要な保育を受けることが困難である者)<br><br>保育所、認定こども園、地域型保育事業<br><br><b>【第 19 条第1項第3号】</b> | <b>2号認定</b><br>(小学校就学前の子どもであつて、家庭において必要な保育を受けることが困難である者)<br><br>保育所、認定こども園<br><br><b>【第 19 条第1項第2号】</b> |

※上記の就労状況以外にも、保護者の疾病等の理由により「保育の必要性あり」と認められる場合があります。

【量の見込み】

■教育(1号・2号認定)

単位(人／年)

|                  |                | 令和7年度 |      |    | 令和8年度 |      |    | 令和9年度 |      |    |
|------------------|----------------|-------|------|----|-------|------|----|-------|------|----|
|                  |                | 1号    | 2号   | 合計 | 1号    | 2号   | 合計 | 1号    | 2号   | 合計 |
|                  |                | 3-5歳  | 3-5歳 |    | 3-5歳  | 3-5歳 |    | 3-5歳  | 3-5歳 |    |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) |                | 9     | 0    | 9  | 8     | 0    | 8  | 7     | 0    | 7  |
| ②確保の内容           | 幼稚園・<br>認定こども園 | 9     | 0    | 9  | 8     | 0    | 8  | 7     | 0    | 7  |
| ②－①              |                | 0     | 0    | 0  | 0     | 0    | 0  | 0     | 0    | 0  |

|                  |                | 令和10年度 |      |    | 令和11年度 |      |    |
|------------------|----------------|--------|------|----|--------|------|----|
|                  |                | 1号     | 2号   | 合計 | 1号     | 2号   | 合計 |
|                  |                | 3-5歳   | 3-5歳 |    | 3-5歳   | 3-5歳 |    |
| ①量の見込み(必要利用定員総数) |                | 6      | 0    | 6  | 6      | 0    | 6  |
| ②確保の内容           | 幼稚園・<br>認定こども園 | 6      | 0    | 6  | 6      | 0    | 6  |
| ②－①              |                | 0      | 0    | 0  | 0      | 0    | 0  |

【提供体制、確保方策の考え方】

○教育ニーズについて、公私立認定こども園による提供体制を確保します。

○公立保育所においても、教育ニーズに対応できるよう、体制の整備に努めます。

■保育(2号認定)

単位(人／年)

|        |           | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
|        |           | 3-5歳  | 3-5歳  | 3-5歳  | 3-5歳   | 3-5歳   |
| ①量の見込み |           | 199   | 174   | 148   | 132    | 128    |
| ②確保の内容 | 保育所・認定こども | 199   | 174   | 148   | 132    | 128    |
| ②－①    |           | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

■保育(3号認定)

単位(人/年)

|                     |                            | 令和7年度 |    |    | 令和8年度 |    |    | 令和9年度 |    |    |
|---------------------|----------------------------|-------|----|----|-------|----|----|-------|----|----|
|                     |                            | 3号    |    |    | 3号    |    |    | 3号    |    |    |
|                     |                            | 0歳    | 1歳 | 2歳 | 0歳    | 1歳 | 2歳 | 0歳    | 1歳 | 2歳 |
| 量の見込み<br>(必要利用定員総数) |                            | 5     | 20 | 39 | 5     | 20 | 36 | 5     | 20 | 36 |
| ②確保の内容              | 保育所・<br>認定こども園・<br>地域型保育事業 | 5     | 20 | 39 | 5     | 20 | 36 | 5     | 20 | 36 |
| ②-①                 |                            | 0     | 0  | 0  | 0     | 0  | 0  | 0     | 0  | 0  |

|                     |                            | 令和10年度 |    |    | 令和11年度 |    |    |
|---------------------|----------------------------|--------|----|----|--------|----|----|
|                     |                            | 3号     |    |    | 3号     |    |    |
|                     |                            | 0歳     | 1歳 | 2歳 | 0歳     | 1歳 | 2歳 |
| 量の見込み<br>(必要利用定員総数) |                            | 5      | 19 | 36 | 4      | 20 | 36 |
| ②確保の内容              | 保育所・<br>認定こども園・<br>地域型保育事業 | 5      | 19 | 36 | 4      | 20 | 36 |
| ②-①                 |                            | 0      | 0  | 0  | 0      | 0  | 0  |

【提供体制、確保方策の考え方】

今後も公立保育所及び公私立認定こども園等の充実を図り、待機児童ゼロの継続に努めます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

【量の見込み】

■地域子ども・子育て支援事業

|                                   |                   | 単位   | 量の見込み     |           |           |            |            |
|-----------------------------------|-------------------|------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|                                   |                   |      | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
| 時間外保育事業                           |                   | 人／年  | 132       | 118       | 105       | 96         | 94         |
| 放課後児童健全<br>育成事業                   | 合計                | 人／年  | 143       | 141       | 134       | 128        | 115        |
|                                   | 1年生               |      | 36        | 37        | 36        | 32         | 25         |
|                                   | 2年生               |      | 42        | 32        | 33        | 32         | 29         |
|                                   | 3年生               |      | 30        | 39        | 30        | 31         | 30         |
|                                   | 4年生               |      | 21        | 17        | 22        | 17         | 18         |
|                                   | 5年生               |      | 12        | 14        | 11        | 14         | 11         |
|                                   | 6年生               |      | 2         | 2         | 2         | 2          | 2          |
| 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ)            |                   | 人日／年 | 30        | 30        | 30        | 30         | 30         |
| 地域子育て支援拠点事業                       |                   | 人回／年 | 11,916    | 11,496    | 11,412    | 11,172     | 11,088     |
| 一時預かり事業                           | 一時預かり<br>(幼稚園型)   | 人日／年 | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |
|                                   | その他の<br>一時預かり     |      | 404       | 368       | 337       | 314        | 308        |
| 病児・病後児保育事業                        |                   | 人日／年 | 127       | 121       | 116       | 109        | 105        |
| ファミリー・サポート・センター事<br>業(小学生児童のみ)    |                   | 人日／年 | 0         | 0         | 0         | 0          | 0          |
| 利用者支援事業                           |                   | か所   | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |
|                                   | こども家庭センター「kurumu」 | か所   | 1         | 1         | 1         | 1          | 1          |
| 妊婦等包括相談支援事業                       |                   | 人回／年 | 176       | 143       | 140       | 137        | 134        |
| 妊婦健診事業                            |                   | 人回／年 | 668       | 654       | 640       | 626        | 616        |
| 乳児家庭全戸訪問事業                        |                   | 人／年  | 48        | 47        | 46        | 45         | 44         |
| 養育支援訪問事業                          |                   | 人回／年 | 96        | 96        | 96        | 96         | 96         |
| 産後ケア事業                            |                   | 人回／年 | 193       | 193       | 193       | 193        | 193        |
| 子育て世帯訪問支援事業                       |                   | 人日／年 | 192       | 192       | 192       | 192        | 192        |
| 児童育成支援拠点事業                        |                   | 人／年  | -         | -         | -         | -          | -          |
| 親子関係形成支援事業                        |                   | 家族／年 | 8         | 8         | 8         | 8          | 8          |
| 乳児等通園支援事<br>業<br>(こども誰でも通<br>園制度) | 0歳                | 人日／年 |           | 2         | 2         | 2          | 2          |
|                                   | 1歳                | 人日／年 |           | 1         | 1         | 1          | 1          |
|                                   | 2歳                | 人日／年 |           | 1         | 1         | 1          | 1          |

## ①時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日ならびに時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

### 【量の見込み】

#### ■時間外保育事業

単位(人／年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 132   | 118   | 105   | 96     | 94     |
| ②確保の内容 | 132   | 118   | 105   | 96     | 94     |
| ②－①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○保育標準時間の保育を実施する中で対応します。

○現在、2か所で実施しており、さらなる時間外保育事業の実施については、今後のニーズの動向を見極めながら検討します。

## ②放課後児童健全育成事業

小学校児童で放課後、保護者の就労等により、家庭での適切な保護指導が困難な状態となっている児童を対象に、児童の健全育成を推進するための学童保育(放課後児童クラブ)を実施する事業です。

### 【量の見込み】

#### ■放課後児童健全育成事業

単位(人／年)

|        |     | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 合計  | 143   | 141   | 134   | 128    | 115    |
|        | 1年生 | 36    | 37    | 36    | 32     | 25     |
|        | 2年生 | 42    | 32    | 33    | 32     | 29     |
|        | 3年生 | 30    | 39    | 30    | 31     | 30     |
|        | 4年生 | 21    | 17    | 22    | 17     | 18     |
|        | 5年生 | 12    | 14    | 11    | 14     | 11     |
|        | 6年生 | 2     | 2     | 2     | 2      | 2      |
| ②確保の内容 |     | 143   | 141   | 134   | 128    | 115    |
| ②－①    |     | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、小学校区ごとの4か所で実施しており、今後見込まれる利用人数に対応できる提供体制を整備します。

○発達障がい等支援を必要とする子どもに対しては、関係機関と連携を取りながら、きめ細やかな対応を図ります。

### ③子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。

#### 【量の見込み】

##### ■子育て短期支援事業(ショートステイ)

単位(人日/年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| ②確保の内容 | 30    | 30    | 30    | 30     | 30     |
| ②-①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、広域圏の委託施設1か所で開催しており、今後のニーズの動向を見極めながら里親への委託も含め提供体制の確保に努めます。

### ④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

#### 【量の見込み】

##### ■地域子育て支援拠点事業

単位(人回/年)

|        | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み | 11,916 | 11,496 | 11,412 | 11,172 | 11,088 |
| ②確保の内容 | 11,916 | 11,496 | 11,412 | 11,172 | 11,088 |
| ②-①    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

#### 【提供体制、確保方策の考え方】

○こども家庭センター「kurumu」、高浜キッズこども園、cocokara 内にある地域子育て支援センターの3か所において、引き続き、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場やイベント等の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談への対応や地域への出前広場等を実施し、子育て支援を進めます。

## ⑤一時預かり事業

幼稚園在園児に対する一時的な預かりや、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、主として昼間に保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【量の見込み】

#### ■一時預かり事業

単位(人日／年)

|                 |        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 一時預かり<br>(幼稚園型) | ①量の見込み | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
|                 | ②確保の内容 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
|                 | ②－①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| その他の<br>一時預かり   | ①量の見込み | 404   | 368   | 337   | 314    | 308    |
|                 | ②確保の内容 | 404   | 368   | 337   | 314    | 308    |
|                 | ②－①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○幼稚園での預かり保育については、利用を見込んでいませんが、ニーズがある場合は私立認定こども園で対応します。

○その他の一時預かり(保育所等での預かり保育)のニーズについては、現行の認可保育所4か所・広域での認可外保育施設1か所で実施しており、現体制で対応可能です。

## ⑥病児・病後児保育事業

病期中または病気の回復期で、幼稚園や保育所に通園できない子どもや、保護者に用事があるため看病する人がいない子どもを、病院等で一時的に保育する事業です。

### 【量の見込み】

#### ■病児・病後児保育事業

単位(人日／年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 127   | 121   | 116   | 109    | 105    |
| ②確保の内容 | 127   | 121   | 116   | 109    | 105    |
| ②－①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内1か所で実施している他、おおい町、小浜市と連携しています。ニーズに対応できるよう医療機関と連携し、現状での実施体制を軸に、当日利用できる等のさらなる充実を図ります。

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業(小学生児童のみ)

子育てに関する援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所等への送迎、一時的な預かり等、育児についての助けあいを行う事業です。

### 【量の見込み】

#### ■ファミリー・サポート・センター事業

単位(人日/年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| ②確保の内容 | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |
| ②-①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○現在、町内においては実施しておらず、計画期間中のニーズが見込まれないものの、子どもたちが安全に安心して放課後の時間を過ごすことができるよう、子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。

## ⑧利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 【量の見込み】

#### ■利用者支援事業

単位(か所)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保の内容 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②-①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【量の見込み】

#### 1)こども家庭センター「kurumu」

単位(か所)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②確保の内容 | 1     | 1     | 1     | 1      | 1      |
| ②-①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

#### 2)妊婦等包括相談支援事業

単位(人回/年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 176   | 143   | 140   | 137    | 134    |
| ②確保の内容 | 176   | 143   | 140   | 137    | 134    |
| ②-①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

【提供体制、確保方策の考え方】

○こども家庭センター「kurumu」において、子育ての相談窓口の情報等、子育てに関わるすべての人に対して役立つ情報が行き届くよう、関連情報の集約・発信や関係施設・機関との連絡調整に努め、サービスと環境づくりの充実を図ります。

## ⑨妊婦健診事業

妊娠中、疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的として実施する健康診査事業です。

【量の見込み】

■妊婦健診

単位(人回／年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 668   | 654   | 640   | 626    | 616    |
| ②確保の内容 | 668   | 654   | 640   | 626    | 616    |
| ②－①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

【提供体制、確保方策の考え方】

- 医療機関の協力のもと、見込まれるニーズ量に対応できる提供体制を確保します。
- 今後も妊婦健康診査受診票を交付し、有効に活用してもらうことで妊婦の健康増進と経済的負担の軽減を図ります。

## ⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供に結びつけることを目的に実施する事業です。

【量の見込み】

■乳児家庭全戸訪問事業

単位(人／年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 48    | 47    | 46    | 45     | 44     |
| ②確保の内容 | 48    | 47    | 46    | 45     | 44     |
| ②－①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

【提供体制、確保方策の考え方】

- 今後も助産師等により訪問し、産後の母子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する相談や情報提供等を行います。

## ⑪養育支援訪問事業

産後うつ状態など様々な課題を抱え、育児に不安を感じている支援家庭に助産師または保健師等の専門職が訪問し、妊娠期の相談及び児童の成長にあわせ、育児不安の解消及び養育技術の伝達などの相談支援を行います。

### 【量の見込み】

#### ■養育支援訪問事業

単位(人回／年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 96    | 96    | 96    | 96     | 96     |
| ②確保の内容 | 96    | 96    | 96    | 96     | 96     |
| ②-①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○今後も保健師や社会福祉士により、養育支援が必要な家庭について、個人の支援計画を立て必要なサービスを調整します。定期的に事業内容を評価し、必要であれば関係機関と今後の支援計画について、協議・調整していくとともに、養育支援訪問員の人材育成を行います。

## ⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保育所や認定こども園等の保育料については、国が定める公定価格をもとに、各市町村が条例により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○保育所や認定こども園等に入園している子どもがいる生活保護世帯に対し、教材の購入に要する費用等の一部を補助していきます。

## ⑬多様な主体が参入することを促進するための事業

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、小規模保育等の設置を促進していくことが必要です。

その一方で、新たに開設された施設や事業所が、安定かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要となります。

本事業は、新規施設事業所が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業です。

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○国、県等の動向をふまえながら、今後の必要性について検討していきます。

#### ⑭産後ケア事業

産後1年までの母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

##### 【量の見込み】

##### ■産後ケア事業

単位(人回／年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 193   | 193   | 193   | 193    | 193    |
| ②確保の内容 | 193   | 193   | 193   | 193    | 193    |
| ②－①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

##### 【提供体制、確保方策の考え方】

○町内の旅館や民宿の協力のもと、見込まれるニーズ量に対応できる提供体制を確保します。

#### ⑮子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

##### 【量の見込み】

##### ■子育て世帯訪問支援事業

単位(人日／年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 192   | 192   | 192   | 192    | 192    |
| ②確保の内容 | 192   | 192   | 192   | 192    | 192    |
| ②－①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

##### 【提供体制、確保方策の考え方】

○家庭が抱える様々な課題の解決に向け、相談支援体制の充実を図ります。町内外の介護事業所やNPO法人の協力のもとプライバシーに配慮しながら、見込まれるニーズ量に対応できる提供体制を確保します。

## ⑩児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

### 【量の見込み】

本町においては、事業実施の場所や人材の確保が困難なため実施しない方針とします。また、住民ニーズに応じて必要な場合、計画の中間見直しを検討します。

## ⑪親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

### 【量の見込み】

#### ■親子関係形成支援事業

単位(家族/年)

|        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み | 8     | 8     | 8     | 8      | 8      |
| ②確保の内容 | 8     | 8     | 8     | 8      | 8      |
| ②-①    | 0     | 0     | 0     | 0      | 0      |

### 【提供体制、確保方策の考え方】

○ペアレントトレーニングの実施や人材育成を行いながら、利用ニーズ量に対応できる提供体制の確保を図り、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援を実施していきます。

# ⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

## 【量の見込み】

### ■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

単位(人／年)

|    |        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 0歳 | ①量の見込み |       | 2     | 2     | 2      | 2      |
|    | ②確保の内容 |       | 2     | 2     | 2      | 2      |
|    | ②－①    |       | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 1歳 | ①量の見込み |       | 1     | 1     | 1      | 1      |
|    | ②確保の内容 |       | 1     | 1     | 1      | 1      |
|    | ②－①    |       | 0     | 0     | 0      | 0      |
| 2歳 | ①量の見込み |       | 1     | 1     | 1      | 1      |
|    | ②確保の内容 |       | 1     | 1     | 1      | 1      |
|    | ②－①    |       | 0     | 0     | 0      | 0      |

## 【提供体制、確保方策の考え方】

○利用ニーズを把握しながら、令和8年度からの事業実施に向けた体制整備を進めます。

## 第7章 計画の推進体制

### 1 多様な主体との連携による推進

本計画は、行政だけでなく、様々な分野との関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

また、地域住民が、子どもが地域社会とのつながりによって健やかに育まれることを認識し、子育ての意義や重要性について関心を深め、様々な取り組みに主体的に関わっていけるよう、しくみづくりを推進します。

### 2 情報提供・周知

本町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等をまちの広報誌やホームページを活用し、公開してきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成、配布等を通じた周知拡大・啓発に努めます。

### 3 進捗管理・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していきます。

# 資料編

## 1 アンケート調査実施概要

### (1) 調査の目的

本調査は、第3期高浜町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた基礎資料として、保育ニーズや高浜町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的として実施しました。

### (2) 調査概要

- 調査地域：高浜町全域
- 調査対象者：高浜町在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者（就学前児童調査）  
高浜町在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 373 人、小学生児童 376 人を抽出
- 調査期間：令和6年1月 12 日(金)～1月 26 日(金)
- 調査方法：保育所、小学校等へ直接配布・回収・Web回収  
就学前及び小学生の一部については、郵送配布・郵送回収・Web回収

| 調 査 票     | 調査対象者数<br>(配布数) | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----------|-----------------|-------|-------|
| 就 学 前 児 童 | 373             | 154   | 41.3% |
| 小 学 生 児 童 | 376             | 142   | 37.8% |
| 合 計       | 749             | 296   | 39.5% |

## 2 高浜町子ども・子育て会議設置要綱

(平成 26 年5月 13 日告示第64号)

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するため、高浜町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第1項各号に掲げる事項

(2)子ども・子育て支援施策に関する事項

(3)その他町長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1)関係団体の代表者

(2)子ども・子育て支援事業関係者

(3)子どもの保護者

(4)行政関係機関の職員

(5)その他町長が適当と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

### 3 高浜町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同 敬称略 ◎委員長 ○副委員長)

|    | 氏 名     | 所属及び役職等            | 区 分                |
|----|---------|--------------------|--------------------|
| 1  | ◎廣瀬 とし子 | 高浜町議会 議員           | 高浜町議会              |
| 2  | 澤田 美智子  | 高浜町民生委員児童委員協議会     | 関係団体の代表者           |
| 3  | ○濱瀬 享也  | NPO法人おひさま 代表       | 子ども・子育て支援<br>事業関係者 |
| 4  | 澤江 成樹   | 高浜キッズこども園          |                    |
| 5  | 猪子 弘美   | 若狭高浜病院 看護部長        |                    |
| 6  | 河野 美恵子  | NPO法人なかまっち 代表理事    | 子育て支援活動事業者         |
| 7  | 浅野 容子   | 子どもの居場所『KIT』 代表    |                    |
| 8  | 土井 千春   | きみとうみ 代表           |                    |
| 9  | 名里 裕介   | 高濱明日研究所 代表         |                    |
| 10 | 勝見 亮太   | 高浜町保育所保護者連合会長      | 子どもの保護者            |
| 11 | 梅垣 明宏   | 高浜町PTA連合会長         |                    |
| 12 | 吉本 秀明   | 高浜町教育委員会 次長        | 行政関係機関の職員          |
| 13 | 富嶋 広美   | 認定こども園 cocokara 園長 |                    |
| 14 | 田中 孝枝   | 和田保育所長             |                    |

## 4 計画策定の経過

| 日 付                            | 内 容                                                                                            |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和6年1月 12 日<br>～1月 26 日        | 子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査の実施                                                                    |
| 令和6年3月 14 日                    | 令和5年度 第1回 高浜町子ども・子育て会議<br>●第3期子ども・子育て支援事業計画策定について<br>(第2期計画の成果、実績報告・第3期計画スケジュール、アンケート調査結果について) |
| 令和6年6月 24 日                    | 令和6年度 第1回 高浜町子ども・子育て会議<br>●第3期子ども・子育て支援事業計画策定について<br>(計画骨子案について)                               |
| 令和6年 10 月 31 日                 | 令和6年度 第2回 高浜町子ども・子育て会議<br>●第3期子ども・子育て支援事業計画策定について<br>(計画素案について)                                |
| 令和6年 12 月 26 日<br>～令和7年1月 16 日 | パブリックコメントの実施                                                                                   |
| 令和7年1月 29 日                    | 令和6年度 第3回 高浜町子ども・子育て会議<br>●第3期子ども・子育て支援事業計画策定について<br>(計画素案について、パブリックコメント結果について)                |

第3期  
高浜町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：高浜町 こども未来課

〒919-2201  
福井県大飯郡高浜町和田 117-68  
TEL:0770-72-6154  
FAX:0770-50-9041